

平成27年12月第2回亙理町議会定例会会議録(第2号)

○ 平成27年12月9日第2回亙理町議会定例会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員(18名)

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10 番	佐藤 正司
11 番	鞠子 幸則	12 番	大槻 和弘
13 番	百井 いと子	14 番	鈴木 邦昭
15 番	木村 満	16 番	熊田 芳子
17 番	佐藤 アヤ	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(18名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員(0名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長			
職務代理者	三戸部 貞雄	総務課長	佐藤 浄
副町長			
企画財政課長	吉田 充彦	用地対策課長	佐藤 雅徳
税務課長	西山 茂男	町民生活課長	南條 守一
福祉課長	阿部 清茂	被災者支援課長	吉田 美和子
健康推進課長	岡元 比呂美	農林水産課長	齋藤 幸夫
商工観光課長	齋 義弘	都市建設課長	佐々木 人見
復興まちづくり課長	櫻井 禎	上下水道課長	川村 裕幸
会計管理者兼会計課長	牛坂 昌浩	教育課長	岩城 敏夫
教育次長兼学務課長	鈴木 邦彦	生涯学習課長	佐藤 和江
農業委員会事務局長	菊地 和彦	選挙管理委員会書記長	佐藤 浄
代表監査委員	澤井 俊一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子 司	庶務班長	伊藤 和枝
主事	櫻井 直規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、取材のためFMあおぞらから傍聴席での本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、5番 小野典子議員、6番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番鈴木邦昭です。

それでは、通告に従いまして、1項目め、防災・減災対策について3問、2項

目め、災害公営住宅入居者に関する件について4問、それから3項目めには亘理小学校連絡橋について、以上3項目質問させていただきます。

まず初めに、1項目め、防災・減災対策の中の防災ラジオの取り組みについて質問いたします。私は、平成25年9月も一般質問で防災ラジオの件を提案いたしました。この防災ラジオの取り組み、それから防災ラジオの重要性について、再度質問させていただきます。

防災ラジオは、屋内でも聞き取りにくいなどの声が寄せられる防災行政無線を補完する役割を持っており、また、夜間や荒天時、要するに豪雨時に大変有効な情報伝達手段ではないかと私は思います。本町では、防災行政無線がアナログからデジタルに切りかわりました。整備も完了して、アナログのときよりもデジタルは遠くまで聞こえるようになったと本町では言うております。しかし、「防災行政無線が何を話しているのかよく聞こえない」という声がいまだあります。本町として、希望する世帯へ防災ラジオを有償配布することについての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、お答えをいたします。まず、防災行政無線の音声についてでありますけれども、拡声子局からの距離あるいは降雨、風向き等の気象状況、あるいは住宅の気密性により聞こえづらいという声があることについては把握をしているところであります。

このようなご意見をいただく都度、町では拡声子局の電力容量の範囲内でスピーカーをワット数の大きいものに交換したり、スピーカーの方向を調整するなど、音の伝わるエリアを確保する対応をとってきております。また、登録制の防災メール、エリアメール、臨時災害ラジオ「FMあおぞら」のほか、宮城県総合防災情報システムに災害発生状況、避難所開設等の情報を入力することにより、テレビ、ラジオなどさまざまなメディアで情報を確認できる「公共情報コモンズ」を活用するなど、できる限りの多くの方法で災害情報を発信しているところであります。

ご質問の防災ラジオにつきましては、緊急情報提供の手段としては有効であるとは認識しておるわけでありまして、ご存じのように本町の防災行政無線については平成25年度までに全てデジタル化の整備を終えていること、デジタル

放送に対応したラジオが普及していないことなどから、本町の防災行政無線との連携ができない状況となっておるところであります。このことから、現段階で防災ラジオの配布はできないものと考えております。今後は、デジタル放送に対応した防災ラジオの普及状況についての情報を注視していきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、聞こえないことは把握していると。それから、電力容量を大きくする。大きくするのはいいんですけども、今度は近場の人がうるさいという声が私のところにも来ました。「もう少し静かにしてもらえないか」と、そういうこともいろいろ、高くすればこういう問題、低くすれば聞こえない、いろいろな問題が出てくると思います。

私は一昨年9月に質問したわけでございますけれども、質問する上において、私は、実際に有償配布している秋田県横手市、それから登米市役所といったところに行って、いろいろお話を伺ってまいりました。これはその当時の私の質問の中でお話ししております。ことしの7月、やはり総務常任委員会でも愛知県知立市に防災ラジオについて視察してきたわけでございますけれども、最近では県内のほうも随分普及しつつあるのではないかと私は思っております。

まず、石巻市でもことしの3月末から有償配布しておりました。特に、牡鹿半島のほうは遠いですから、ここは当初から防災行政無線はもうできないということで戸別受信機を設置していたということでしたけれども、このように戸別受信機のあるところに1台5,000円で有償配布したと。それから、戸別受信機のないところは、1世帯当たり2台欲しいという人もやはり中にはいるそうです。ですから、1世帯1台に対して1,000円、2台目が5,000円で配布しているということを石巻市のほうでは言っておりました。それで、配布状況も確認しました。当初、有償配布は3月末でしたけれども、4月も入っていたと思いますけれども430台ということだったそうですけれども、現在、これは私は11月初めに聞いていますので10月末現在だと思いますが、9,300台も有償配布しているということでございます。石巻市も亘理町と同じく、先ほどデジタル対応の話をされておりましたが、亘理町と同じく防災無線はアナログからデジタルに変わっておりました。そ

ういった中でやっております。

それから、東松島市。ここは震災前から進めておりました。東松島市は何でも進んでおるところだなとは思っております。私は、ことしの1月仙台で宮城県隊友会がありました。そのとき東松島市長も来られまして、その中でいろいろお話ししましたけれども、本当にこの市長は進んでいる方だなと思っていろいろお話ししたわけでございます。東松島市では全戸に無償貸付で提供しておりました。東松島市は約1万5,000世帯いるということで、約1万5,000台を無償配布しているという状況でございました。

塩竈市では、避難行動要支援者のみに現在無料配布しているということでした。ところが、やはり塩竈市民の方の「我々にも配布していただけないか」という声が大分来ているそうです。それで今、どのようにするかということで検討中だということをおっしゃいました。

それから、名取市では今月12月から1,000円で有償配布するというので、これは皆さんもご存じかもしれませんが、11月17日付の河北新報に載っておりましたね。これは皆さんご存じだと思います。

このようにやはり防災ラジオの重要性というのがどんどんわかってきたのではないかと思います。一昨年、私の質問に対して、当時は齋藤邦男町長でしたが、答弁の中で「今後、本町のシステムに対応できる通信機器について、施工業者と情報交換しながら検討してまいりたい」という答弁でしたが、その後どのように検討されたのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 詳細については担当課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ただいまのご質問ですけれども、まずもってご理解いただきたいのは、アナログ無線に対する防災ラジオがございませぬけれども、デジタルに対応した防災ラジオについては現在まだ市販されておられませんということを、まずご理解いただきたいと思っております。

それから、大概の自治体なんですけれども、その防災ラジオを配布しているのはほとんどが窓をあけないと聞こえないとかというよりも、そもそもその地域が聞

こえないか聞こえにくい地域だということで、新たに子局を設置しますと、亶理町で設置した場合は大体350万ぐらいだったんですけども、現在、業者に聞くと大体400万から500万ぐらい設置費用がかかるというふうなことで、高額になるということから防災ラジオを配布し対応しているというふうに、これも私も直接担当のほうから聞いております。それはあくまでもアナログを実施している市町村がほとんどでございます。

以前、議員のご質問でもお答えしましたとおり、亶理町にもそういった地域がございます。ただ亶理町はアナログからデジタルに変える際に、アナログ無線の際に聞こえにくいという地域がございました。そのようなことからデジタルを設置する際に18カ所の子局をふやして、現在は99カ所の子局で運営をしていると。まずもってそこで大きく対応させていただいたというようなことでございます。あと、さらにそれでもどうしても聞こえない場所がございます。そこについては以前から戸別受信機を無償で配布し対応しているという現状でございます。

先ほどの議員のご質問ですけれども、そういったことでこちらのほうの無線を設置している業者と、デジタル放送に対応できるラジオが出た場合あるいは出るような情報がある場合こちらのほうにも情報提供していただきたいということで、常に情報交換はしているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに防災行政無線がアナログからデジタルに変わって、デジタル対応のラジオはまだできていない。これは私も理解しております。先ほども話したように、石巻ではアナログからデジタルに防災行政無線が変わった中でこのようにラジオを配布していると。それはなぜかと言いますと、地域のFM放送といった電波を借りてやっているということをおっしゃいました。それから、他局の電波といったところとも打ち合わせをして、それで流せるようにしていると。このように聞いております。ただ本町ではFMあおぞらも今年度で終わるということをおっしゃいますけれども、このところは通告していないので余り言えないんですけども、何とかFMあおぞらのほうももう少し長くできるような形でやっていただければいいのかなと私は思っておりました。

今のデジタルラジオがないということで、確かにそれはわかりますけれども、

香川県宇多津町というところでは、四国では初めてデジタル防災無線からアナログ波に変換する方式を構築しましたというのがありました。ですから、できないことはないんですね。ですから、先ほど言ったように、その通信機器については施工業者と情報交換しながらということの前町長が言っておりましたけれども、私もあるラジオメーカーに直接電話して聞いてみましたら、確かにラジオには現在アナログの方式しかないということで、それは無線、要するにあとは電波で変えることができるかもしれませんが詳しくは相談してくださいということで、私も余り難しいことを聞いても空返事だけではだめだなと思いましたがけれども、本来ならその人のところに行ってじっくり聞くのがいいんでしょうけれども電話でしたから、しかも関東地方のメーカーだったものですから電話代もかさむので途中でやめましたけれども、そういったことでこのようにできるということがあるので、もう一度施工業者、そういった通信機器メーカーといったところとの話し合いをしていただければと思うわけであります。

もしもの場合ですが、じゃ配布をしましょうかと考えた場合は、やはり一番怖いのはデッドストックだと思います。前回もお話ししましたが、デッドストックにならないように、登米市では事業区とか行政区といった方々の力を借りて申込用紙を提出して、それから台数を決めてプラスアルファでラジオメーカーに発注してそれで配布したということ、以前私聞いておりました。

このように気密性の高い家がどんどん建築されております。その中で本当に聞こえないというところが、こういうことを言っちゃなんですが、私のうちもはっきり言って聞こえません。2年前ですか、我が町内会で火事がありました。私は火事の際に防災行政無線が鳴ったというのがわからなかったんですね。それでどこから私のところに連絡来たかという、隣の山元町の方から電話が来ました。「防災行政無線でここが火事だと言っているけれども、あんたの住んでいる所じゃないんですか」と来まして、「エーッ」ということで、確かにサイレンの音が随分鳴っていましたがけれども、どこが火事になっているのかわからなかったんです。そうしたら、私のうちから300メートルぐらい離れているところが火事だったと、こういうことがございました。ましてや豪雨なんかは聞こえないです。何言っているか聞こえない。こういう声があったということだけはまず耳に入れていただければと思います。

そしてまた、今回、豪雨と言えば関東・東北を襲った豪雨、これはまだ皆さんの記憶に新しいかと思えますけれども、茨城県の鬼怒川の氾濫、これがもし阿武隈川が河川氾濫した場合それはもう大変なことではないかと。防災無線が聞こえませんでしたでは、私は済まされないのではないかと思ったわけであります。やはり安全第一の一環として、防災ラジオの有償配布の件をよく考えてみていただければと思ったわけであります。

2問目に入ります。避難場所となる学校の屋上に設置した災害時用のヘリサインについて、2点伺います。

まず、1点目、私は2011年12月と2013年12月、一般質問で避難場所となる学校の屋上にヘリポートもしくはヘリサインを設置してはどうかということをして二度提案し、本年3月、荒浜中学校、荒浜小学校、そして長瀬小学校、この3校にヘリサインが設置されたわけですが、今後このヘリサインをどのように活用されるのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問につきましては学校に関する質問でございますので、教育長よりお答えをいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員にお答えいたします。

ヘリサインは、大規模災害において地理に不案内な他地域からの応援ヘリによる活動が迅速・円滑に行えるなど、重要な役割を果たすものと認識しております。現在、町内小・中学校、それに亘理高等学校を含めた防災主任者を中心に、定期的に防災主任者会議を開催しております。今年度は6回の予定でございますが、今月末にも開催する予定になっております。学校での防災訓練の方法や地域、行政、学校の連携のあり方など協議を重ねており、防災教育の充実を常に念頭に置いて活動しております。特に、Rマークを設置した荒浜小学校、長瀬小学校、それから荒浜中学校におきましては、児童・生徒のみならず、地域住民の方にもRマークがあることで救出ポイントがより鮮明になるというメリットのことをよく知っていただくように、これまでもやってきたわけですが、今後も防災訓練時に周知していきたいと考えております。

また、消防等の協力を得てヘリサインの設置箇所をヘリコプター関係機関に周

知し、緊急時の救出活動が円滑に行えるように図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。今後は、3校に設置してあります塗料の風化あるいは文字の消失について十分に留意しまして、ヘリサインが災害時に有効に機能するよう適切な維持・管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 防災主任者会議というものをやっているということでございました。

これはいつも活用するようでは困ると思いますけれども、ことし6月に亘理町で総合防災訓練を実施したわけですけれども、やはりこのような訓練のときに、ただ設置しただけではなくて、例えば自衛隊のヘリ部隊もしくは消防航空隊といったところと合同訓練をするというのも大事ななと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 町の総合防災訓練という主担当は総務課ということになりますので、そのことも含めて今後考えていきたいと思っておりますけれども、子供たちだけではなく地域住民、保護者も含めてですけれども、各学校で総合防災訓練のときは屋上に上がってもらって、その認識をしてもらっております。特に荒浜小学校は、Rマークができたときからもう独自の学校の避難訓練のときに地域住民に周知しまして、Rマークをしっかりと認識していただいているという学校もございまして、ほかの学校にもそういうことを強力に校長のほうに指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それでは2点目に入ります。3校にヘリサインを設置しましたけれども、私は、避難場所となる全ての小・中学校の屋上にヘリサインを設置すべきと考えますが、この設置をするということについての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 2問目のご質問についても、学校に関するご質問でございますので、教育長よりお答えを申し上げます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

鈴木議員から平成25年12月議会の一般質問がありましてその中の回答でも述べましたけれども、現在避難所となる既存の各学校の屋上につきましては、まず屋上の整備が必要になるという学校がほとんどでございます。したがって、時間と経費もかかる、それからほかの学校の整備関係がいっぱいあるわけでございます。そういうものを考えますと、今すぐにはできないものと考えているところでございます。

消防署からもいろいろご指導いただきながら対処しておりますけれども、不測の事態が生じたときは、学校にありますラインカーの石灰を使って表示しても対応できますよというふうなお話は伺っております。したがって、ヘリサインの重要性というのは十分認識しておりますので、増設の必要性あるいは今後の整備については関係機関と協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 非常にわかりやすく説明いただきましたけれども、ラインを引いてというのはグラウンドとかといったところにラインを引いてということだと思えますけれども、今回3校にマル・アールのサインをつくったわけですが、そのサインのみで着陸はできませんよというサインは出ております。それは確かにわかりますけれども、しかしそれでは学校名もわからないのかなと私は思うわけです。2013年の質問で、私はそのマル・アールのほかに番号とかを入れてはどうですかということも話しましたが、やはり学校名を入れるのが一番いいのかなと思うわけです。何々小学校、何々中学校とですね。そのマル・アールも入れて、その隣にでもいいですからそのようなことを入れれば、なおさらいいのかなと思ったわけです。

そのときの質問の中で私は石巻の例をお話ししましたが、それは何かと言いますと、当時、石巻の学校に支援物資を届けるよということだったので当時のヘリパイロットに連絡があったと。ところが、そのヘリパイロットは熊本県の防災消防航空隊から派遣されていたと。それは私も後になってわかりました。宮城県のヘリ部隊かなと思いましたが、そうではなくて、熊本県から派遣された方でした。や

やはりそういった方は土地勘がありません。宮城県の人であれば土地勘がある程度あると思うんですけれども。土地勘のないこのヘリパイロットはやはり当初はその学校がわからなかったというのは以前から聞いていましたから、そういった中ではマル・アールを入れるのも必要ですけれども、この学校名とかそういった名前を入れるのも必要かなと私は思ったわけでありまして。その土地勘のなかったヘリパイロットは本隊に戻ってヘリサインの必要性を報告したということは、後になって私も聞きました。

このように2013年12月に私が質問する前に、ヘリサインについてはやはりただ話をするだけではなく実際に話を聞いたほうが良いなと思ひまして、当時霞目の自衛隊東北方面飛行隊に行って、ここのヘリ部隊の3科長にお会いしまして、いろいろお話を伺ってきてこのときは質問したわけでございますけれども、やはりこの3科長は、このヘリサインがあれば本当に助かるというお話でございました。このようにヘリサインは支援物資を届けたり、それから時間短縮する絶大な効果があるわけです。そしてまた迅速な救護活動に助けになるわけでありまして、やはり建物の名前を入れることも土地勘のないヘリパイロットが助かるのではないかと考えたわけでありまして。

1つ確認でございますけれども、先ほど塗料の風化の点でお話ししておりましたが、私も今回それぞれ3校の校長先生の許可をいただきまして屋上のヘリサインを確認させていただきました。そうしますと、やはり夜間において上空から照明で反射してわかるように塗料にビーズをまいてありました。ところが、今回見ますと、ただビーズをまいてあるような感じに見受けたんですね。なぜかと言いますと、触りますとぼろぼろと剥がれてしまうんです。私はこれでは効果がないなと思って帰ってきたわけですが、本来ならあの上にクリア塗料をコーティングするんです。それによってビーズが剥がれないようにするわけですが、今後大雨等が降ったら剥がれると思います。今後もこのようなところをよく見てやっていただきたいと思ひますけれども、もしやる場合、どう考えますか。伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） Rマークが風雨によって風化してぼろぼろ剥がれ落ちたというのを、私も現実に荒浜中学校の屋上に行って確認しておりますけれども、その後、業者をお願いしてまた改修工事をしているわけですが、やはりいざというときに救

助していただくものが何も役割を果たさないのではとんでもないこととなりますので、教育委員会といたしましても、そのRマークの状況を常に確認しながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いずれにしても、やはり避難場所となる学校の屋上のヘリサイン設置については全学校の屋上への設置を考えていただければと思ったわけであります。

次に移ります。防災・減災対策の3問目に入ります。外国人向け防災マップについて2点質問いたします。

まず1点目、私は昨年6月でございますけれども、一般質問で外国人向け防災マップ3カ国語の作成を提案したわけでございますけれども、そして本年、外国人向け防災マップ3カ国語が作成されました。何と言っても最近地震や豪雨が多い中で、日本語がわからないといった外国人に対する情報提供がやはり重要になっているのではないかと思いますけれども、そこで、本町に在住する外国人に対して現在防災マップをどのように配布しているのか伺います。そしてまた、私も時々買い物をしておりますけれども、外国人をスーパーとかコンビニエンスストアでよく見かけます。本町の大手スーパーやコンビニエンスストアにも常備設置することへの考えについて伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、お答えをいたしたいと思っております。外国語版の防災マップにつきましては、今年度前半に英語版1,000部、中国語版500部、韓国語版500部を作成しております。配布につきましては、公共施設であります役場あるいは中央公民館、各地区の交流センター、悠里館、わたり温泉鳥の海等に常備しております。また、外国人及び外国人が所属する世帯の方が各種手続等で窓口を訪れた際にお渡しするとともに、「国際交流協会わたり」の協力をいただきながら、会員はもとより会員の知人の方々へ配布をしており、さらには、10月に亘理町中央公民館を会場として開催されました「国際交流まつり in わたり」において配布し、ほぼ町内在住の方の家庭には届いているものと思っております。また、観光で訪れ宿泊を伴う場合がありますけれども、外国人観光客の方々のために町内の各宿泊施設にも配布し、いつでも閲覧できる状態に設置をさせていただいております。

す。

今後は、町が雇用対策として実施している町内の企業訪問、これは町長あるいは担当職員が町内の企業を訪問し、町民の雇用促進を依頼する事業を展開しているわけでありますけれども、その際に外国人を採用または研修生として受け入れている事業所に配布し、外国語版の防災マップを活用していただきながら、外国人の方々へ防災の必要性と知識の普及を図ってまいります。

次に、スーパーやコンビニ等へ常設設置についてでありますけれども、町広報紙のように誰にでも見ていただけるものであればよいのでありますけれども、外国人の方々に限定されることから効果は薄いのではないかとと思われることと、まず部数に限りがあることなどから今のところ考えておりませんけれども、広報紙、ホームページへの掲載や、「国際交流協会わたり」等の協力をいただきながら、これまでのように直接渡せるような方法で配布していきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 「国際交流協会わたり」といったところを使って配布すると。それはそれでいいのかなとは思いますが。先ほど副町長もお話ししておりましたけれども、10月12日でしたね、本町の中央公民館で「国際交流まつり in わたり」が開催されましたけれども、このとき副町長も来られておりました。それから教育長、企画財政課長といった方々が出席しておりました。また県内、仙台のほうが多かったんですけども、たくさんの外国人が集まりまして、にぎやかに開催されておりました。公民館の入り口のところで、先ほども副町長も言うておりましたが、外国人向けの防災マップを配布したということで、私も確かに確認しております。この日に挨拶に立ちました宮城県国際化協会の木村次長、女性の方でしたが、この方がお話ししておりました。このようなすばらしい外国人向けの防災マップは県では亙理町が初めてではないかと言っておりました。

確かにそういった中で、今「国際交流協会わたり」といった方々を通して配布しているということでしたので、外国人も安心して亙理町に来ていただけるものかなと思って、今聞いておりました。このようにせつかくすばらしいものを本町では作成したわけでありますから、やはり本町に来た外国人がとにかく安全安心して住めるというような体制づくりをやっていただければと思います。

2点目に入ります。外国人向けの防災マップをもとに、本町に在住する外国人に対しての勉強会など、要するに防災教室を開催することについてどう考えますか。伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 現在のところ、防災教室や勉強会の開催は考えてはおりませんけれども、今後、「国際交流協会あたり」等関係機関と協議を図りながら、実施するとすればどのような方法がよいのかを含めて検討してまいりたいと思います。

また、外国人の方々には、まずは避難所等の位置や避難経路を把握してもらい、有事の際スムーズな行動がとれるようにしてもらうことが一番重要であると考えておりますので、外国語版防災マップを活用するとともに、積極的に地域、町が実施する防災訓練等に参加していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどもお話ししましたけれども、最近やはり地震、豪雨が多い中で、日本語がわからないという外国人に対する情報提供もさることながら、こういった防災教室を開くことなども重要ではないかなと思ったわけであります。

私も中国人に知っている方がおまして会うことができました、防災マップを持参して渡しました。そして、後日、その防災マップはどうでしたかということを確認しに行きましたところ、「非常にわかりやすく、とてもすばらしくできていると思います」と中国人の方に言われました。ただし、言われたのが「2011年3月11日前につくっていただくともっとよかったですね」と言われました。やはりそういった外国人はあのような大きな地震とかに遭ったということがない。もちろん我々もあのときはそういう地震に遭ったことはないですけども、逃げ道というのは大体わかるわけですが、外国人はやはりわからなかったと。ですから、「その前にできていればもっとよかったですね」と最後に言われましたけれども、外国人の方からこの防災マップは非常にわかりやすいという好評をいただいたというのがあったわけです。ぜひやはりこの防災マップをもとに防災教室等を開いてみてはいかがかなと思ったわけでございます。

2項目めに入ります。災害公営住宅入居者に関する件について質問いたします。

災害公営住宅に関するということになるかと思えます。災害公営住宅について4問、本町の考えを伺います。

まず、1問目、上浜街道災害公営住宅の前に柴街道線が走っております。この上浜街道住宅には高齢者の入居者の方もたくさんいると聞いております。目の前にスーパーがあると。ところが、買い物に行くとき遠回りをしなければならない。中にはカート、押し車で買い物に行く方もいるということでしたけれども、そのスーパーに行くには、目の前の柴街道線を通ったら今度は停車場横道線に入って、今度は中町東上茨田線に入って買い物をするというので、あそこはとにかく大変狭い道路である。帰りも同じ道を帰ってくる。狭いので大変危険だということを、このご高齢者の方々から伺いまして、やはりご高齢者を守るという意味において、町道柴街道線と中町東上茨田線を結ぶ道路の整備についての本町としての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 上浜街道災害公営住宅の北側に位置する町道柴街道線は、亘理町字上町地内を起点に逢隈高屋字柴地内を終点とする幹線道路となっております。また、その約120メートル北側にある町道中町東上茨田線は、中町東地内を起点に上茨田地内を終点とする生活道路として位置づけられております。

ご質問のありましたこの両路線を結ぶ道路整備についてでありますけれども、新たに道路を整備することから道路幅員の全ての用地買収が必要となること、あるいは鑑川排水路に新たに橋梁を架設しなければならず、膨大な事業費が必要となることとあります。そこで復興交付金の事業や他の国、県の補助事業等を模索しておいたわけではありますが、該当するメニューがないことから、新道建設については今のところ困難であると考えております。

また、柴街道線は亀谷金物店の交差点周辺からしらかし通りまでの区間が未整備であることから、歩道整備等の拡幅改良工事を推進して、公営住宅周辺の歩行者等の安全確保について図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） やはり先立つものはお金ということだと思います。要は、人とか自転車とかが通れるような小さな道路をつくっていただきたいという、つくってみてはいかがかというような話でございました。ですから、幅も限られているのではないかと思います。ここを結ぶとなれば橋もつくらなきゃいけないというのは、私も

あそこを見てわかりましたけれども、そのほかにあそこに田んぼがありますからあの土地もやはり買い取りを行わなければいけない。そうしますと、やはり何と言っても予算問題、お金の問題、何を起こすにもやはりお金はかかるものと私は思います。しかし、命というのはお金では買えないんです。安全という意味においてはぜひ考えていただきたいと思います。

2問目に入ります。防災集団移転団地、ここは新築してもうほとんどの方々が入居しております。そしてまた、全ての災害公営住宅も完成しまして入居しておりますけれども、一部の公営住宅や団地の出入り口がわかりづらいという声が町内の方、ましてや町外の方から特にお話をいただきました。この災害公営住宅へのわかりやすい出入り口の案内板を設置するということについての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 災害公営住宅の案内看板の設置についてでありますけれども、公営住宅が公の施設であるものの誰もが利用する施設ではないということで、従来の公営住宅との整合性から設置を考えておりませんでしたけれども、議員の質問にあるように、特に下茨田南住宅の入り口がわかりにくいとの問い合わせが来訪者の皆様からありました。今後、従来の公営住宅との兼ね合いを踏まえながら、計画的に順次、出入り口付近に案内表示板等を設置したいというふうに考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 設置をするということで、まず安心して町外の方も来られるかと思えます。私も初めのころ、建物は見えるんです。見えるけれども、やはり入り口がわからない。それでそのままゆっくりどこから入るのかなと見ていたんですけども、今度は後ろから車が来てあおられました。ですから、私はそこを飛ばして行って、またUターンしてきてわかりづらい場所の道路に入ったということもございました。そうなりますと、やはり事故対策ということも考えればこれは本当に設置しなければいけないのかなとも思ったわけでございます。この件については答弁をはっきりといただきましたので、3問目に移ります。

この3問目の問題については、私は一般質問で通告するものでもないのかなと思いましたが、しかし、やはり入居者の皆様からこういう声が多かったという

ことで、きょうここに出させていただきますけれども、近場に自動販売機やお店のない災害公営住宅の宅地内に飲料水用の自動販売機、要するに清涼飲料水の自動販売機を設置することについての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 現在、民間事業者によります災害公営住宅の近隣に飲料水用の自動販売機が設置されておりますので、敷地内に自動販売機を設置するということについては考えてはおりません。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 近場に設置されておるといっていますが、近場がないから、要するに子供が夜ジュースを買いに行くのが危険だという親御さんがいたわけですね。そういうことを踏まえて私はここに出したわけですが、その場所というのは私もまだ行って見てなかったんですけども、そういうことがまずあったということで、この件も考えていただければと思います。

4問目に入ります。災害公営戸建て住宅に現在駐車場を造成しております。そして、完成しているわけですが、塀で隣との境界を区切っているところに、さらに駐車場としての塀を造成しておりますけれども、どのような考えであの二重の塀を造成したのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 災害公営戸建て住宅につきましては、住宅整備を最優先に進め、被災された方々に一日でも早く生活の再建を図っていただくよう努めてきたところであります。そのため、外構工事につきましては時期を遅らせての発注となったわけでありますけれども、現在、早期完成を目指して鋭意進めているところであります。

さて、ご質問のどのような考えで二重に塀を造成したのかについてでありますけれども、宅地と宅地の間に設置されたブロックにつきましては、防災集団移転先団地と同様に、隣接する宅地との境界を明確にする目的で設置をしているものであります。また、現在施工しております駐車場のブロックにつきましては、宅地と駐車場等を明確に区分する目的で設置するものであり、関係省庁との協議を踏まえ、工事費の抑制及び工期短縮の関係上、統一した内容により発注することで進めており

ますが、宅地と道路とに相当な高低差がある場合や宅地境界ブロックから駐車場までの距離が離れている場合には、雨天時等の土砂の流出を抑えることも考慮しながら境界ブロック側につきましても設置をしているものであります。

なお、宅地境界ブロックから駐車場までの距離が離れておらず、宅地と道路との高低差が小さい場合につきましては、宅地ブロックと併設しての設置となることから宅地境界側につきましては設置をしておりません。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私もその場所を大体見て回りました。確かにかさ上げしたところは土地の部分が崩れるというような場所は私も確認しましたので、それはわかります。しかし、全部の住宅が駐車場としての塀が必要かと、今一部つくっていないところもあるということでしたけれども、私は一番最初に入居した方、荒浜のほうですが、そちらの方から来たんです。それからどんどん中のほうの入居者から来たわけですが、せつかく隣の塀をつくっているところに、また駐車場の塀をつくる。あれは不必要ではないかと私は思ったんです。家が建っているところは確かに必要かもしれません。あれは崩れちゃ困りますからね。ただこちらの隣の境の塀についてもうしっかりと深く掘っていました。それから、太い線で、しかも分厚いブロックでやっていたので、特にブロックは倒れるということもない。あそこの塀のほうの道路はもう剥がしてもよかったのではないかなと私は思ったわけでございます。やはりああいったところにも税金が使われているわけですから、私は税金がもったいないと思ったわけでありまして。もっと必要なものがあつたのではないかな。例えば玄関ポーチ。私はある戸建て住宅の人のところを訪問しました。雨の日です。長靴を履いていきました。中に入ってくださいと言われても、中に入ると雨がうちやうんですね。ですから、10センチぐらいあけてお話ししましたけれども、そういう状況だったんですね。ですから、そういったところにお金を使うとか、それから例えば全戸に、これから高齢化が進んでおりますので、スロープをつくってあげるとか、そういったものにお金を使うほうがいいのかと私は思ったわけでありまして。そここのところは私が感じたことでもあります。ですから、私が思ったのは、後手後手に回ったんだろうとと思っているんです。ですから、最初からしっかり塀もつくる、そして駐車場もつくって、そして被災者の方々に引き渡せば特に問

題はなかったのかなと思ったわけです。後から、これをつくります、あれもつくり
ますとやったものですから、どんどん悪いところが目についたというふうに思った
次第であります。今後よくそういったところを考えてやっていただければと思いま
す。

3項目めに入ります。亘理小学校の西側にある連絡橋の整備について質問いたし
ます。これは私は平成25年9月にも一般質問で提案いたしましたけれども、やはり
児童の安全を考えて再度質問させていただきます。

亘理小学校の西側の連絡橋でございますけれども、さびが激しくなっております。
このさびの腐食が進めば、例えば児童がふざけて何らかの拍子で、安全柵ですか、
あの上にあります柵のところに思い切りぶつかった場合、その腐食の部分から折れ
て、今度は児童が下の道路に真っ逆さまに転落するという可能性もなきにしもあら
ずです。この児童の安全を考え整備することについていかがか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問については学校に関するご質問でござ
いますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

亘理小学校西側の連絡橋に関しましては、議員からもご質問がありましたので、
昨年平成26年7月23日から10月31日にかけて、専門の業者に委託しまして詳細に点
検を行っております。その結果、板厚減少を伴う腐食は多少見られるけれども、構
造物の機能に支障を来す損傷は見られない。よって、道路利用者及び第三者に被害
を及ぼす箇所は見当たらないという報告をいただいております。

教育委員会といたしましては、亘理小学校を初め、ほかの小・中学校において早
急に対応しなければならない修繕箇所が山積みしているという状態でありまして、
適正な優先順位をつけて学校環境整備を行っていきたいというふうに思っている
ところであります。しかしながら、この連絡橋に関しましてはさびなどによる腐食等
が確認されている箇所もありますので、今後、部分的な補修を行いながら、亘理小
学校はいずれ改築を考えているわけですが、亘理小学校全体の整備計画を練
る中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今お話を聞きましたら、専門業者に7月から10月までという随分長い期間で調査してということですが、これは民間業者ということになるのか。それとも東北地方整備局が来て調査したのか。調査したのであれば、やはり点検項目に従って調査したと思います。調査表の中にはやはり写真添付というものも含めて提出されると思いますけれども、そういった調査表というのは教育長のほうには届いているのでしょうか。伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） お答えいたします。

調査を請け負ったのは株式会社パスコ仙台支店でございまして、写真と克明な報告書もいただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ここを通るのは児童ばかりではなかったんです。私、ずっと見ておりましたけれども、西側の駐車場に車を置いて迎えに来た保護者の方々も通っておりました。学校に用事があって向かう方もやはり連絡橋を通っている方が多かったですなと思いました。これは放っておきますとさびが進んで腐食して、大きな事故が起きたということにならないように、早めにこういったことはやっていったらいいんじゃないかなと思います。平成25年の教育長の答弁の中で、「指摘のとおり塗装がはげていると、あるいは一部腐食しているというのを確認、認識しております。そういうふうな状況でございますので、今後耐久性、21年経過しておりますので耐久性の確認、それから再塗装について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。子供たちの安全確保ということを最優先に考えていきたいというふうに思っております」というふうにございました。

先ほどの教育長のこの再塗装についてということで、1つだけ注意しなきゃいけないのがあります。確かに20年以上たっているということでしたので、注意することが何かと言いますと、この連絡橋に使用したさびどめ塗料というのは、一応この時点では公共工事標準仕様のJIS規格に沿って塗装したと思いますけれども、当時のさびどめ塗料というのはJIS規格によって鉛とかクロムが入っております。

JISの5622というと鉛丹鉛、それから5623ですと亜酸化鉛、そして5624ですと塩

基性クロム酸鉛、これはクロムも入っています。それから、5625ですとシアナミド鉛、5627ですとジंकクロメート鉛、こういうふうに鉛とかクロムが入っておりますので、この鉛やクロムというのは人体や環境に悪影響があるということで現在使われておりませんが、当時は使われているはずで。ですから、点検の際、周囲の環境に注意して、ましてや隣は小学校でありますから粉じんを外に出さないというような形でしっかり業者に伝えて、業者の方も知っているとは思いますが、工事をすることが大事かなと思った次第でございます。そして、やはり児童の安全を考え早急の整備も考えていただければと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番佐藤アヤでございます。

私は2点について質問をさせていただきます。第1点目が高齢者の見守りの拡充と対策について、2点目が町民バスについてです。よろしく願いいたします。

平成27年3月に策定した第6期互理町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を見ますと、65歳以上の高齢者人口は9,000人を超え、高齢化率が26.8%となっております。そして、平成37年までの人口推計からの高齢化率は32.7%と予測されております。65歳以上の高齢者のいる世帯は26年3月末で5,836世帯で、総世帯の約半数、50.7%となっております。その中で注目したいのが、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯などについては5年前の平成21年度と比べて4.3%増の2,097世帯で、18.2%を占めております。26年度でひとり暮らしは904人、高齢者夫婦世帯は1,090世帯となっております。震災後、災害公営住宅やみなし仮設住宅などでひとり暮らしをしている方もたくさんおられるという状況だと思います。

そこで、1点目に入ります。現在、ひとり暮らしの高齢者を対象に緊急通報シス

テムを貸与しておりますが、今後、高齢者のみの世帯や日中ひとりになる高齢者にも拡充してはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、高齢化が急速に進行する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯数は増加の一途をたどっております。高齢者の多くは、住みなれた地域で一日も長く暮らしていきたいという願いを持って生活しております。しかしながら、年齢を重ねるにつれ、また体にいろいろな障がいが生じると、突然の事故や急病等に対する不安感が高まってきます。緊急通報システム事業は、このようなひとり暮らしの高齢者等の緊急事態に対する不安感を解消するとともに、もしものときの安全を確保するため、本町では平成3年度から実施をしているものであります。また、実施に当たりましては、「亙理町ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱」に基づき、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方及び在宅のひとり暮らしの重度の身体障害を持つ方を対象に家庭用緊急通報機器の貸与を行っており、現在、ひとり暮らしの高齢者を中心に49台を設置してご利用いただいているところであります。

ご質問にあります高齢者のみの世帯からの相談も多いことから、夫婦ともに病弱の場合や要介護状態などで緊急の際に必要な救援を求めることができないなどと想定される場合には、状況により設置を行っているところでございます。日中ひとりとなる高齢者については、ひとりとなる日数や時間帯などさまざまな生活様態があるため、隣接市町においても日中独居への設置は実施していない状況であり、本町としても、まずは同居する家族の中で高齢者の体の調子など会話をもち、通院や連絡体制など対応願いたいと考えておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ただいま答弁いただきましたけれども、この「亙理町ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱」によりますと、おおむね65歳以上のひとり暮らし、そして在宅のひとり暮らし、重度身体障害者、そして、その他町長が特に必要と認められる者というふうにあります。今、この高齢者のみの世帯でもいろんな対応をしているというご答弁をいただきましたけれども、やはり申請があった場合にはそのような話をして何とか町では対応してくださると思うんですけれども、

ぜひこれからは、高齢者のみの世帯の拡充についてもしっかりとこの緊急通報システム事業の要綱の中に入れるべきかなと思います。こっちは貸与できるけどこっちは貸与できないというのではなくて、やはりきちんとその要綱の中に入れて、きちんとした判断の材料がありますということを入れておいたらいいかかなと思います。

そしてまた、今、日中ひとりになる高齢者も本町ではたくさんいらっしゃると思います。そういう方の人数的な部分も今後はきちんと調査をすべきかなと考えております。そういう日中ひとりでいるときに救援を求める事態になったときの対策とかは、今はどのように本町として考えて取り組んでいるのでしょうか。本当に心配な方、日中ひとりの高齢者がいるということは本町でも確認していると思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問の内容については担当課長よりお答えを申し上げます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、要綱の中に入れたらどうかということの再質問でございますけれども、一応1個目と2個目、ひとり暮らしの高齢者、それから重度の身体障害者ということが前提でございます。ただし、先ほど申し上げました要介護とか必要な高齢者のみの世帯ということで、現在、1台だけなんですけど、高齢者のみの世帯に設置してございます。その内容につきましては、奥さんが要介護認定を受けてございまして、旦那さんが言葉を発せないという状況で、理解して書くことはできるんですけど言葉を発することができないということで、奥さんが電話の受け答えとかはするんですけど要介護の状態ということで、程度的には重度ではないんですけども、そういった支援が必要な特別な状況ということで設置をさせてもらっております。

単に高齢者のみの世帯ということでの設置をしているわけではございませんので、そういう内容でいろいろお話を聞きながら対応をさせてもらっている。その情報につきましては、民生委員等に広く制度内容も周知してございますので、その中でいろいろとご相談があれば、または直接包括支援センターなり高齢者支援班のほうに相談があれば対応させてもらっているという状況でございます。

それから、日中ひとりの状況調査ということですが、なかなか難しいと思います。

日中独居だけじゃなくて、家族が働きに行っているだけじゃなくて、例えば家族がちょっと出かける、買い物に行くという状態も含めてひとりになる状況というのは考えられると思うんですね。そういった場合には、家族の中で連絡体制とかをまずお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いろんな地域のことで若干調べたんですけども、川越市で、ひとり暮らしまたは家族の仕事の都合により日中おおむね8時間以上ひとり暮らしになる方に貸与をしているというような、この時間の設定とかもしながらやっているようなところもありました。ですので、ここら辺も今後町としても考えていくべきなのかなと思います。

そしてまた、今、申し込みについて民政委員さんからの声がけとか、あと周りの方から申請をしてはどうかというような中での申し込みを受けているようなお話をいただきましたけれども、大体は本人ではないですよ。そこをちょっと確認したいと思います。本人から緊急通報システムの設置をお願いしたいというよりも、民生委員の方や区長さんや、あと親戚の方とかご家族の方からの申し込みが多いというような状況でしょうか。まず、そこをちょっと確認をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 実際的には、私は直接ではないんですが、いろいろとお話を担当のほうから聞きますと、やはり本人からというのは意外と少ないようでございます。先般も、ことしの4月か5月だったと思うんですが、その方も周りの地域の方からお話がありまして、一応本人も了解しましてつけたというのがありましたけれども、大体がそういった状況かと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 緊急通報システムの設置状況ですけども、平成25年度は53台、26年度は56台、そして今年度は49台ということで、ひとり暮らしの世帯がふえている中で、このふえないというのはどういうことなのかなとすごく思うんです。災害公営住宅等ひとり暮らしの方が本当にふえているような状況の中で、ぜひ民生委員さんとか周りの方とかに、やはり本人からはなかなか申請を言いつらいことだと思い

ますので、周りの視点、協力を少しいただきながら、町で安心して暮らせる高齢者のひとり暮らしの対策を、もうちょっと力を入れるべきかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 台数が減ってきている理由については明確にはちょっとわかってはいないんですが、考えられるのは、例えばひとり暮らしであっても近くに家族がいるとか、あとは町外にいらっしゃっても毎日連絡を取り合っているという家族の中での対応、それからあと、警備会社によるそういう通報システム、独自のやつもございますし、そういった中でいろいろ家族間なり親戚間なりで協力し合っているのかなと思います。ひとり暮らしの対策につきましては、議員おっしゃるように災害公営住宅の中においても数がふえておりますので、その中では見守り等現在も行ってはいますが、そういった面で対応を考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） しっかりとひとり暮らしへの対応をお願いしたいと思っておりますけれども、第2点目に入ります。関連があるので。緊急通報システムを利用するには、協力員3名の確保が必要となっております。それで協力員が見つからない方がいるということで、この通報システムを利用できない方がいると考えられますけれども、町としてどう捉えているのか。また、今後の方針について伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 緊急通報システム事業の協力員は、この緊急通報システム事業の中で最も大切な役割を担う方ですので、一番身近ないざというときに頼りになる存在であります。緊急通報システムの利用に当たりましては、緊急時に連絡があったときに旅行や外出ですぐに対応できない協力員もいると考えられますので、協力員の誰かがすぐに駆けつけ迅速に対応いただくことができる体制として、原則として町内に在住している3人の協力員を確保していただいているものであります。

また、このシステムは緊急時の安全確保にとどまらず、近隣の協力員を初め、民生委員や自治会・町内会関係者等、地域住民の協力体制を必要とすることから、日常の見守りを活動として地域福祉のネットワークを広げていくことも目的としているものであります。協力員の確保が難しい場合は、地域包括支援センターが行政区

長や民生委員と協力して一緒に協力員になっていただける方を探すなどして対応しております。また、町内に3名の協力員が見つからない場合には、状況に応じて町外の家族、親族あるいは2名でも貸与を行っているところであります。

今後につきましては、地域における見守り体制の構築といった観点から、原則として町内3名の協力員の確保をお願いしてまいります。少子高齢化により遠距離で介護などを行う家族にとっても、この緊急通報システムは安心を得る1つの手段と考えておりますので、さまざまな態様に応じて適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私も協力員になっております。それで、日ごろの見守りということについては対応しておりますけれども、緊急事態になったらとちょっと考えると不安な思いでいっぱいです。きのうもおひとり暮らしの方にお会いしてきたんですけども、申請するとき協力員をお願いするということに対して、高齢者のひとり暮らしの方は迷惑をかけるのではないかという心配をしていると、私が逆に緊急通報システムを使ったほうがいいよということをお話したものですから、私が協力員になりますということで今設置をしている方なんですけれども、自分のほうから3名の方を確保するということが本当に大変なことではないかと思っております。

そういう部分で、最近では多くの自治体で協力員方式ではなくて警備員方式に変わってきてあります。例えば名取市では民間の警備会社に委託して、緊急通報システムの申込書を書くには家族の連絡先の記入はありますけれども協力員の項目はないです。本町でも、地域住民のみんなで日常の見守り体制を図っていくということはさらに推進していかなくてはならないことだとは考えますけれども、緊急の場合の体制づくりはもうちょっと考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 名取市では警備員方式ということなんです。その対応としてすぐに来ていただけるのかどういった対応なのかちょっと確認してございませぬが、内容的には調べさせていただきたいと思っております。

ただ町としての考えですが、一応地域の中で、災害時の関係もあわせて要援護者の支援の関係、自主防災組織とか町内会とかあとは民生委員とか、いろいろその支

援の関係でもお願いしているところでありまして、まずは身近な地域でそういうふうな見守り活動を含めて協力員を確保することは一番意義があるのかなと考えてございます。

先ほど副町長のほうからも答弁いたしました、3名ができない場合は、なかなか出て歩かないひとり暮らしの方もいらっしゃるようでございまして、地域と身近におつき合いしてもらうことが一番その人にとってもいいことだとは思いますが、なかなか難しい方については2人でも貸与させてもらっていると。それでどうしてもいない場合は、实际的に包括支援センターの職員がなっている場合もございます。ただ身近な地域でそういう見守り活動をしていただくことを基本的には考えてございますので、その点は今後も継続していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうですね。本当に地域の協力員というのは何よりも一番力強い存在だと思います。しかし、災害公営住宅に移られて新たな生活を始められた方、隣近所との交流とか本当に心配になる方がたくさんいらっしゃいます。これからそういうことも考えながらやはり選べる体制、仙台市のほうでは協力員体制と警備員体制を選べる緊急通報システムも行っております。ですので、協力員体制でされる方は本当に一番安心なのかもしれませんけれども、やはりできない方は町の包括支援センターの職員が多くの方の協力員というのもなかなか大変だと思いますので、そこら辺、これからの高齢化社会、ひとり暮らし世帯に向けての対応としては、町として前向きに考えていかななくてはならないのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 仙台市など都会的なところはそれなりに近隣とのつき合いも薄いものかと思いますが、近隣とのつき合いをうちしては大事にしていきたいと思いますが、課題として捉えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうですね。本当に地域とのつながりが何よりだということは私もよくわかります。

それでは、3点目に入ります。徘徊高齢者支援システムの整備も必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、お答えいたします。

宮城県警においては「SOSネットワークシステム」を構築しており、家族から警察に要請があった場合には、警察において所在不明現場周辺の捜索や県警本部・各警察署への通報と照会、さらにはJRやバス事業者、タクシー事業者等の交通機関や放送関係に連絡して、徘徊高齢者等の発見に協力をいただく体制で、名取・岩沼・亘理・山元地区のネットワークの事務局は岩沼警察署となっております。

本町においては、防災無線を活用して行方不明になった高齢者の捜査協力を放送で呼びかけ、安全確保の対応をしております。また、民間事業者との連携につきましても、町内の新聞販売店、郵便局、みやぎ生協と協定を締結して、高齢者の見守り等を行っていただいているところでございます。各店の従業員・職員の皆様から、配達などの際に高齢者の異変に気づいた場合は速やかに地域包括支援センターに連絡をいただくことや、また緊急性が高いと判断した場合は速やかに警察署に通報したり消防署に救急搬送の要請を行っていただくなど、日々ご協力をいただいているところでございます。

ご質問にあります徘徊高齢者支援システムでございますが、いざという時のために実効性の高い仕組みを構築するのは当然必要なことであると思います。1人でも多くの住民が認知症に関心を持ち、日ごろから互いに声をかけ、気配り、見守り合うという意識を高めていくことが最も重要ではないかと思います。そのためには、児童・生徒を含めた多くの住民が、あるいは公的機関・民間事業者において認知症についての理解と対応の仕方を知っていただくため、認知症サポーター養成講座を積極的に開催してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 警察庁によると、認知症やその疑いで行方不明となった方、家族から届け出があった人は全国で2014年に1万783人に上っているということで、年々増加をしているということです。本町でも今副町長が言われたように、防災無線で呼びかけをされていることもよく知っております。本当に家族の方がどれだけ心配

しているかしらと思うのと、早く見つかってほしいという思いで聞いております。

認知症の高齢者と同居する家族だけでは24時間見守るというのは容易なことではないように思います。今答弁いただきましたけれども、警察署や新聞配達、郵便局などの見守り体制をつくっていくということはとても大事なことだと思いますけれども、さらに地域で安心して生活ができるように、行方不明になった認知症高齢者を探すための位置情報、衛星利用測位システム、本町でも貸し出してはいかがかなと思います。今、本町では認知症として疑われる方は、もし数がわかるのであればその数も教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、認知症の数でございますが、27年3月末で介護認定調査表から拾った中では1,170人という状況でございます。こちらは日常生活自立度Ⅱa以上の方ということでございまして、9,268人の65歳以上に対して12.6%というふうになってございます。

それから、1点目のGPSの活用なんですけど、県内においても実施しているところはあるような情報はつかんでおりますが、その実施状況の詳しい内容についてはまだつかんでおりません。今後精査したいと思いますが、ただこちらにつきましてもほかの町村、宮城県内ではないんですが、貸与している中で実際に持って歩いているのが三十何%という貸し出し状況もあるということで、そちらの点も考慮しながら検討するシステムかなとは思っています。それから、あと人権的に、認知症の方の位置が常にわかるということもございまして、その辺の部分もちょっと検討する必要はあるのかなというふうなシステムかと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、福祉課長からご答弁いただきましたけれども、GPSの貸与をしてもそれを持っていかなかったりなかなか活用がうまくいっていないというような状況も、私も今回調べさせていただきました。そういうことを防ぐために靴の底につけたり、もう本当にいろいろとGPS端末を考えて、認知症の高齢者の方が履く靴の底につけて捜すときに役立つようにしているというようなこともありました。

これは先進的な取り組みをしている埼玉県のふじみ野市ですが、ここではそのような靴のかかどにつけているという話をしていただきました。そして、もう一つ、GP

Sだけではなくて、ふじみ野市では専用ステッカーを配布しているという取り組みもしておりました。多分GPSだといろいろと経費がかかるのだと思いますけれども、専用のステッカーを配布しているようです。このステッカーには番号がマークされていて、事前に認知症高齢者に関する情報を登録してもらって、登録番号と照らし合わせることで保護されたときに家族への連絡などに役に立つ仕組みなんだそうです。もう8月から実施してすぐに効果があったというようなことが新聞に掲載してありました。

本町でも1,170人の高齢者がいらっしゃる。ご本人もですけれども、ご家族のことを考えると、何かできることから町で対策をしていかなければならないのかなと考えておりますけれども、そういう取り組みについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、答弁の中で最初に申し上げました警察署のシステム、長寿社会政策課も絡んでの県の事業の一部でもあるんですが、「SOSネットワークシステム」ということで、まずはいなくなった家族のほうから申し出があつて、了解のもとに捜索、いろんな事業機関、バス事業者、タクシー事業者、そのほかもちろん警察とかに連絡するシステムで対応させてもらっておりますし、あと、うちのほうとしては防災無線を活用して、ご了解いただければの話ですが、放送して速やかに安全確保に努めておりました、26年度で3件ほど放送しまして3件とも無事見つかったという内容でございますので、その面ではまず地域の方々、これも地域の方々に頼ることになるんですが、まずは周りの地域の方がすぐに気づけばある程度速やかに安全が確保できる。それが電車に乗っていったり遠くまで行ってしまつてなかなか見つからないということで、捜索が福祉事務所等から各市町村に回ったりするという状況になりますので、まずは地域の中で気づいていただくようにサポーター養成講座を重点的にやっていきたいと。

それから、GPSについては、経費の面は詳しくは調べてはいませんが、ある程度高いもので自己負担を多分各市町ともやっている。それから、靴につける場合についても「それは実費ですよ。自分で負担してください」ということで大目の負担になってきますし、靴も毎回同じものを履くかどうか分からないということもありますので、なかなかGPSを持ち歩くのは難しいのかなということで、家族の中で例えば衣服の裏に名前と住所を書いて縫いつけておくといった対応も一番大切

なことなのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうですね。やはり地域で見守る体制をつくるということは本当に一番大事なことだと思います。そして、プラスもう一つ重ねて何かがあればまた安心の度合いが図れると思いますので、ぜひGPS等のこれからの対策についてもお願いしたいと思います。

今、福祉課長が言われたように、町では認知症サポーター養成講座をしっかりと取り組んでいると思いますけれども、今現在どれぐらいの方が本町では受講されているのでしょうか。その数をもしわかれば教えていただきたいと思います。

私は、地域で身近な存在になったコンビニエンスストアの店長さん方にもぜひこの認知症サポーター養成講座に参加していただいて、認知症の対策の協力をいただければいいのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

認知症の人は10年後には全国で700万人になるというような数で捉えておりますけれども、地域全体で支えていく体制と先ほども課長からのお話にありましたけれども、これが一番大切だということはわかりますけれども、ぜひ互理で暮らして長生きしてよかったという実感できるまちづくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 認知症サポーター養成講座の関係でございますが、後ほどの佐藤議員の質問でもお答えするようになると思いますが、これまでに受講者数は1,095人でございます。26年度につきましては309人ほど受講していただいております。民生委員児童委員協議会、JAの女性部会、老人クラブ、それからまちづくり協議会等でございます。27年度につきましては、10月11日までですが203人。それで、12月の頭だったと思いますが、吉田でもありまして80人ぐらい受けていますが、事業所ということで会社のほうとか、あとは区長会さん、それから教育福祉常任委員会さん、それからまちづくり協議会等受講していただいているところでございます。

それから、高齢者福祉につきましては、先ほど議員の説明の中にありましたように高齢化率がさらに進みます。その中で高齢者にとって住みよいまちづくりについて鋭意努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 4点目です。町営住宅、災害公営住宅に入居されている高齢者の方で、緊急の場合、鍵の取り扱いはどうなっておりますか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 鍵の取り扱いのご質問についてお答えを差し上げたいと思います。

公営住宅入居者の安否確認が緊急に必要な場合については、親族や緊急連絡先等関係者への連絡を行い、同時に警察にも連絡し、町職員及び休日や夜間等においては管理代行をしております宮城県住宅供給公社から委託を受けている警備会社の警備員が現地を確認いたします。町では合鍵を保管しておりますので、緊急と判断した場合については合鍵を使用し室内に立ち入ることも考えられます。その後の対応につきましては、状況に応じて適切に判断してまいります。

また、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加する公営住宅において、入居者の安否確認を迅速かつ適切に実施するよう、関係機関とも情報を供給しながら状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 現在、災害公営住宅、町営住宅に入居されている単身高齢者、高齢者のみの世帯というのはどれぐらいの数になっているのでしょうか。まずこの数値的な部分をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 詳細については担当課長からお答えを申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 佐藤議員お尋ねの高齢者の人数でございますけれども、災害公営住宅、それから従前の公営住宅合わせまして、まず単身の高齢者でございますが、121人ございます。それから、高齢者のいる世帯でございますが、全部で294名でございます。全体の高齢化率を申し上げますと31.8%になっておりますけれども、災害公営住宅においては45.6%。それから、既存の公営住宅では11%というふ

うな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町営住宅や災害公営住宅に入居するときの申込書を書くときに、この鍵のことについてはどのように示しておりますか。まず、この点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鍵のことというご質問でございますけれども、まず、入居者の方には合い鍵を含め2本差し上げているというような状況でございます。その保管方法というのはその家庭の状況によると思いますけれども、不安なときに別世帯となっているお子さんに預けていただくとかそういったことについては、高齢者の方のときには相談を受けながらその辺のところを説明しているというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それは本人が鍵を2本もらうということだと思んですけども、町の都市建設課のほうでも鍵は1つ持っているということでもよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 全ての災害公営住宅に共通となるマスターキーをもちろん管理する上で持っていますので、そのことについても入居者の方には説明は申し上げています状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 例えば申込書の中に、緊急時のときは町の鍵を使ってあけますよということに了解をしてもらうような項目はあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、緊急時という状況をどうやって把握したらいいのかということはありませんけれども、実際に何かあった場合、隣のうちとの関係でどうしても入らなきゃいけないというときにはあけさせていただくということを、具体的にそこまで入居申し込みのときには書いておりませんが、その辺も説明できるような状況を今後対応していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） これからはいろんな場面を想定しながら申込書をつくっていかなく

ちやならないと思いますけれども、入居の確約書みたいなものの中で、もしものときは鍵をあけて入りますという項目も私は必要なことだと思います。

実はこの質問をするに当たって、倉庭住宅に入居されているひとり暮らしの高齢者の方がおりました。民生委員の方がその方のおうちを訪問したら、何となく倒れているような状況だったので都市建設課のほうに連絡したと。そうしたら、都市建設課のほうでは保証人の方とかに電話をしてくださっているような状況で、早くとその民生委員の方は思ったみたいなんですけれども、対応が遅くなったという話を聞いておまして、今後、災害公営住宅並びに町営住宅の鍵のことについてはちゃんと町で決めて、都市建設課がすぐにいざというときにあけられる体制づくりをしておくべきではないかというようなご相談を受けた件に関して、今回質問をさせていただきました。ぜひその点についてもう一度お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） やはり民生委員さんの立場からですと焦る気持ちはわかるんですけれども、そのいざという状況がなかなか把握できないということもございますし、先ほどの福祉課長の答弁にありましたけれども、人権的なことも配慮しなくちゃいけないといったこともあるので、強行に全てができるということでもございませんので、ただやはりその状況を把握した上で管理する側の本課といたしましても迅速に対応できるように、今後取り組みたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に人権的な問題とかさまざまなことが考えられると思いますけれども、だからこそきちんと契約をするときに項目は必要なのかと思います。いろんなところで、申し込みをされているときにそういう部分を記載しているところもありますので、ちょっと調べられたらいいのかなと思います。

先ほど質問した緊急通報システムについても、いざというときです。そういうときになかなか協力員が対応できなかった場合に災害公営住宅に住んでいらっしゃる方の対応は、やはり町で鍵をあけたりしなくちゃならなくなると思いますので、その点についてもしっかりとこれからの対策として考えていかなければならないのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、第2点目町民バスのほうに移らせていただきます。

（1）わたりん号が10月19日から運行しておりますが、利用状況はいかがでしょ

うか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） わたりん号の利用状況についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

亘理地区内の循環バス「わたりん号」につきましては、さきの定例会におきまして議員各位のご理解、ご協力をいただき、「さざんか号」を改装した暫定車両ではございますけれども、10月19日に運行開始をいたしたところでございます。

利用状況につきましては、現在、午前8時から午後4時までの1日7便で運行しており、曜日・時間帯にばらつきはあるものの、運行開始1カ月間の利用状況は259人で、平均乗車人数につきましては1日平均12人となっております。初めての試みで懸念しておりましたけれども、フリー乗降形式につきましても安全に十分に配慮し運行しており、利用者の方々も時間帯などをうまく調整しながら工夫しながら利用している状況でございます。

今後につきましても、広報紙等で運行についての周知を図りながら、利用促進に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私も先日わたりん号に乗ってグルッと回ってきました。悠里館から乗ったんですけれども、ずっと乗っていて、誰か手を挙げてくれないかなとすごく思っていたんですけれども、最後の生協前でようやく1人の方が乗られて2人になったのでほっと安心をいたしました。

やはりさざんか号とわたりん号の区別がつきにくいとすごく思いますけれども、前に「わたりん号」と書いてありますけれども、何かもうちょっとわたりん号らしく、例えばわたりんをかたどった旗をつけるとか車にステッカーを張るとか何かそういうようなことは考えていないでしょうか。それもPRの1つだと思いますけれども、1日12人ということで7便走りますので、そうすると大体2人までいかないという、やはり私が乗ったのがちょうどその態勢なのかなと思いますけれども、そこから辺もうちょっとPRをする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまの質問については担当課長のほうから答弁させ

ていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、わたりん号のPRの仕方に関しましてですが、先ほどの副町長からの答弁のとおり、広報紙等で周知を今後とも図っていきたいということを考えておりますが、今年12月の下旬については学校関係が冬休みに入るということで、より利用者の拡大を図るために12月号の広報紙でわかりやすく持ち歩き可能な、以前にも出したことがあります、ポケット版のわたりん号の記事を掲載する予定でおりますので、ご活用いただければと思います。

それから、今現在についてはわたりん号は暫定のバスということで、計画当初については12月中旬からわたりん号専用車両を2台投入して運行する予定でありましたが、これについては注文生産ということで納期に時間を要している状況でありまして、さざんか号とわたりん号を区別できるようなはっきりしたイメージの車両を今生産車ということでお願いしておりますので、準備が整い次第、2台運行を開始しますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうですね。ぜひ、わたりん号とわかるようなバスにしていいただければと思います。やはり子供たちに乗ってもらったり、あと高齢者の方に乗ってもらったり、いろいろと対策を考えていかなくちゃならないのかなと思っております。

今ご答弁いただきました、12月にバスが2台体制で運行されるということですが、この間、悠里館からずっと回って生協を回ってまた悠里館に戻ってくるルートを行ったんですけれども、生協から乗られた方は上浜街道の公営住宅に住んでいらっしゃる方で、その方はまず一回悠里館に来て、そこで1時間ぐらい図書館で時間をつぶして次のバスに乗らないと上浜街道に行けないという話をしていたので、できればもう一台が来たら反対側回り、悠里館から生協のほうに回ってずっと、つまり右回りと左回りというふうな体制をするとまた乗客の利便性がいいのかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど申し上げましたように、本来であれば12月中旬から2台投入の予定をしておりましたが、今ちょっと納期が時間を要しておりますので、

これについては今しばらくお待ちいただきたいと思います。

現在については反時計回り、いわゆる左回りということで走行しておりますが、今後については逆回り、いわゆる時計回りの循環の方法等についても検討して、今議員が申されました利便性の向上についても今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今は本当に無償、お金がかからないでバスに乗れる。これは3月いっぱいまでの限定期間です。ぜひこの期間にPRをしないと、私は乗客の確保、増はなかなか見込めないと思いますので、紙面を使ってのPRももちろんのことありますけれども、ぜひ形の見えるような、やはり人、区長さんを初め、高齢者、あと子供たちにぜひ乗っていただければと思います。

そして、例えばそのバスは7カ所で時間調整のためにとまってお客さんを待っているような状況ですけれども、そういうときにちょっと音楽を流して、わたりん号のイメージですかね、そういう感じの音楽を鳴らしてお客さんに示していくというのも1つの方法かなと思いますけれども、そこら辺もあわせて今後対応していただきたいと思います。

そして、運転手さんも「次は何々です」と言わないんです。乗ったときに「どこまで行きますか」と聞いてくださるんですけれども、ぜひ「次は役場です」とか「次は中央公民館前です」とか「次はベニマル前です」とか「ベニマルに入ります」とかと言っただけだと、また安心して乗られるのかなと思います。本当に親切なバスです。ちゃんとお店の中までベニマルまでも入ってくださいますし、生協の中もグルッと回ってくれるバスです。道路にあるバス停まで来てバスを待たなくてもいいバスですので、そういう部分もしっかりとPRをして、タクシーで利用されている方はもちろんタクシーを利用して構わないんですけれども、ぜひもっともっと町のバス、グルッと回ると楽しいことがあるよというようなPRの仕方も今後考えていけばいいのかなと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、議員がおっしゃるとおり、町内の方と町外の方も利用されると思いますので、地理的にわからない方も多分おられると思うので、今後につ

いては100%できるかどうかはわかりませんが、運行管理者と協議しながら内容について進めさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あと、わたりん号についても、私と一緒に乗られた1人の方はやはり高齢の方でした。その方がおっしゃっていたんですけれども、「土曜・日曜日も運転してもらおうといいね」と。やはり主婦の立場で言うと一番チラシが入るのが土曜・日曜日、一番お買い物をしたい日なんだそうです。ですので、やはり土日にみんなと一緒に外に出て買い物をして、そういうような機会をつくってもらえればうれしいねという話もありましたので、ここら辺も今後の課題かなと思いますのでお願いしたいと思います。

2点目に入ります。現在、運賃は無料となっておりますけれども、来年度についてはどのように考えていますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 来年度はどうなるのかというご質問でございますけれども、現在、わたりん号につきましては復興交付金の補助制度である効果促進事業を活用しながら、被災者支援等のため無償にて運行を行っているところでございます。さざんか号につきましても同様の補助制度を活用しながら無償で運行しておりますけれども、さざんか号につきましては来年度、平成28年7月末で補助事業完了となりますので、今後さざんか号の新たな路線も含め利用料金等についても地域公共交通会議等において協議し、さざんか号とわたりん号の整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） さざんか号が来年の7月末、そしてわたりん号が3月末、7月と3月の整合性を図って料金をはっきりしていくということですが、そろそろ来年度の予算等も組まれると思いますけれども、やはりこれから料金を決める上で1つやっておいたほうがいいかなと思う点なんですけれども、このさざんか号には中泉のほうからとか椿山とか、私が月曜日だけ道路に立っているんですけれども、袖ヶ沢、神宮寺のほうからとかさざんか号を利用して学校に登校していらっしゃる子供さんもいます。今後料金を考える上で、子供たちの登下校に対してはやはり引き続き無

料にするというようなことも考えていくべきかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この料金の徴収につきましては今は無償運行でございますが、おっしゃるとおり、小学生が朝夕、逢隈小学校だと思えますけれども、一部の路線で児童の登下校に利用しているということで、今後の料金体系については、今お話あったように小学生の利用ということも考えますと今後関係機関と協議を重ねて検討していきたいと思えます。まだ現在ちょっとお示しできませんが、時期が来ましたらば議員のほうにも全員協議会等でこの内容についてお話ししたいと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） さざんか号についても今は土日の運行はしておりませんが、町内・町外からの交流人口とかもふやすために、これからその運行も考えていかなくちゃならないのかなと思えます。イベントとかというのは大体土日に開催されていると思えます。やはりバスを利用することは地域の経済の活性化にもつながります。今、地方創生が叫ばれておりますけれども、町外からこの亘理に来てもらってわたり温泉を活用してもらおうということは、交流人口の増加にもなり、まちづくりに大きくつながると考えます。

平成25年に施行された交通政策基本法には日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保と、それからまちづくりの観点からの交通施策の促進、そして関係者相互の連携と協働の促進といった基本理念を具現化するために、平成26年11月に地域公共交通活性化再生法の一部が改正されて、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携した取り組みが今後できますよというような一部改正が決まっております。ですので、この土日のバスの運行はそういう部分で地域の活性化、まちの活性化に大きくつながることだと考えますので、ぜひ今後の町の足という部分でしっかりこの辺も取り組んでいかなければならないのかなと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） わたり温泉までの土日運行については前もいろいろ議論されたことがあると思えますけれども、現在、さざんか号については地域の公共交通ということで地域の生活交通の確保の運転をしております。わたり温泉島の海だけに特化しておりませんので、今後、地域全体、亘理町全体を考えながら検討する必要

がございますので、今は即答できませんが、今後のいろんな動向等について注視しながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やはり地域の交通手段としては本当にもちろんなことでございますけれども、活力あるまちづくりの実現のため、あと観光や地域間交流のためにも、今後の地域公共交通としてのさざんか号の役割は大きいと考えます。

それでは、最後の3点に入ります。逢隈や吉田の町民の方々より町民バスの要望が多いです。今後デマンドバスについてどのように考えておりますか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） デマンドバスにつきましては、町民乗合自動車「さざんか号」の運行当初から、町内のタクシー業者との合意形成に向けた課題がございました。また、現在策定中の第5次総合発展計画審議会の中でも議論されており、さらなる公共交通の利便性の向上に向け、さまざまなご意見を頂戴しているところでございます。

今後の地域公共交通の運行形態につきましては、災害公営住宅や防災集団移転促進事業による住居状況等を鑑みて総合的な公共交通を再構築する必要があり、デマンドバス形式の運行方法も含めて、将来にわたりより多くの町民に利用される地域公共交通のあり方を、利便性、安全性、効率性、経済性等を考慮しながら協議、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 国のほうでは、2020年度をめどにデマンドバスの導入自治体を今の倍以上に拡大させる目標を交通政策の基本計画に盛り込んでおります。本町で交通空白地域の解消に必要性が高いとされているデマンドバス導入に向けて、現時点での進捗状況についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在の震災、こういう状況の居住環境の変化に加えまして、果たしてデマンドバスの導入についてこれからの本町の地域公共交通の課題の解決

に効果があるのかについては、今後先進事例等も調査研究しながら、導入に向けて関係者、関係機関と総合的に検討していきたいと思えます。

デマンドバス導入に向けて現時点での進捗状況については、1つの先駆けとしまして、今話題になっておりますわたりん号でフリー乗降の試験運行を開始しております。このわたりん号の利用状況あるいは今後の公共交通へのニーズの把握に努めながら、今後とも関係機関あるいは公共交通会議等で協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） さざんか号の運行当初からデマンドバスについてはいろいろ検討されてきたと思えますけれども、いろいろと課題があったように思えますけれども、その課題というのはもう今の時点で解決はされているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 課題と申しますか、先ほどの副町長の答弁にもありましたように、震災前は町内のタクシー業者との合意形成が大きな課題でありましたが、震災後については、町内のタクシー業者と話し合いを何度かさせていただいて各業者とも前向きなお話を受けておりますので、今後、これらも踏まえてデマンド等については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） マイカーを持たない人は、買い物や通院など生活を営む上で欠くことができない場所への移動に本当に困難な状況になっております。最近、よく新聞で高齢運転者の交通事故率が高いことが問題となっております。しかし、今のようになちよっと足の確保が難しいような中で、免許証の自主返納を選択することは本当に容易なことではない状況なのかなと考えます。交通弱者といわれる人にとって地域の公共交通の衰退は、その地域に住み続けられるかという究極の問題といっても過言ではないと考えます。本町として、町民の生活の足としての公共交通の対策の充実を本当にしっかりと取り組んでいただきたいと申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。休憩。

午後0時18分 休憩

午後1時08分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番。鞠子幸則議員、登壇。

〔11番 鞠子幸則君 登壇〕

11番（鞠子幸則君） 11番鞠子幸則です。

私は3つ一般質問を行います。1つは高齢者インフルエンザ予防接種の個人負担金について、2点目は仮設住宅からの転居について、3つ目が災害公営住宅でのコミュニティの確立について。以上、3つについて一般質問を行います。

まず、1つは、高齢者インフルエンザ予防接種の個人負担金についてであります。ことしインフルエンザワクチンの医療機関での販売価格が値上がりしているが、予防接種の個人負担金を引き続き据え置いてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 高齢者インフルエンザ予防接種の個人負担金についてでございますけれども、インフルエンザでの重症化予防の観点から多くの高齢者の方々に接種いただきたいため、今年度についても昨年同様の個人負担金1,200円に据え置き実施しているところでございます。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 医療機関での販売価格が値上がりしても、本町においては昨年同様1,200円で個人負担金は据え置くという答弁でありましたが、岩沼市、山元町、名取市はどのような個人負担金になっていますか。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 詳細につきましては担当課長よりお答えさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま名取市、岩沼市、山元町についての個人負担金についてはどうかというご質問でございますが、名取市につきましては1,000円から

1,500円に、岩沼市は1,000円から1,300円、山元町においては1,200円、亶理町と同額で据え置きしている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 今答弁がありましたけれども、名取市が1,000円から1,500円、500円の値上げ、岩沼市が1,000円から1,300円、300円値上げという答弁でありました。この前、11月に亶理郡医師会主催の医療保健福祉懇談会がありました。その場で、亶理郡医師会会長の大友弘美先生のほうから高齢者インフルエンザ予防接種について話がありました。この高齢者インフルエンザ予防接種については従来は定期接種でしたけれども、任意接種に切りかえたところ、その年がインフルエンザを原因とする高齢者の死亡が多発したということで、定期接種に戻したという経過があるというふうに言われました。大友先生は、できるだけ個人負担金を少なくしてインフルエンザ予防接種を受けることによって、命を助けると同時に医療費の抑制にもつながるという考え方を言われました。

今後、高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンは値上げされることもあり得ると思うんですけれども、その場合も今年度同様に個人負担を据え置く努力をされる必要があるというふうに思いますけれども、基本的な考え方をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 保健福祉懇談会における医師会の大会長の話は、同席して聞いておりました。亶理町におきましては、今年度については被災された方々において仮設住宅から災害公営住宅へ自立再建された年でもあるということも含めまして、岩沼、名取では上げたわけなんですけれども、亶理、山元町においては据え置くということで決めたところでございます。

今後においてのご意見でございますが、今後想定されるのは診療報酬の値上げとか、それから消費税の増税などが考えられるんですけれども、近隣市町の動向を見ながらも、多くの方々に受けていただくような観点を重視して自己負担額については検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 消費税が2017年から8%から10%になる予定でありますけれども、消費税の転嫁はやむを得ないにしても、できるだけ個人負担を抑えるように努力していく必要があるということ述べて、2番目に入ります。

2つ目は仮設住宅からの転居についてであります。仮設住宅の入居者で、次の理由で転居未決定者についてどのように支援するのかであります。

まず、①気に入った土地が見つからない。②担当課が介入しているが、まだ調整中。③家庭内の意見がまとまらない。④資金不足。こういう4つのケースについてどのように支援するのかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、今4点についてご質問があったわけでありましてけれども、回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目の気に入った土地が見つからないという方については、再建の未定者につきましては個別面談を重ね情報提供を行っておるわけでありましてけれども、再建未定とされている世帯については好物件が見つかり再建に向けて進んでおる状況でございますので、供与終期までには解決するものと考えております。

また、2点目の担当課で介入しているがまだ調整中についてでありますけれども、これも個人面談を重ねている中で、それぞれ直接担当課が介入している場合がございます。まだ調整中ではございますけれども、生活保護等の福祉的支援によって供与終期までに解決するものと考えております。

また、3点目の家庭内での意見がまとまらないという案件につきましても、震災後4年8カ月がたち、再建に対する考え方が世代間で違ってきているケースがございます。町といたしましてもさまざまな情報を提供させていただいておりますが、まずは家庭内での考え方をまとめていただき、やむを得ず世帯分離の方法で再建を検討されている方については、それぞれの再建実態に即した支援ができるように案内をしているところでございます。

4点目の資金不足の方についてでありますけれども、資金不足の相談につきましては、再建方法を決めている方は、再建に合わせた見積もり等を見せていただき、切り詰めることができる箇所がないか、一緒に検討をさせていただいております。また、再建方法も決めかねている方は、まずは仮設住宅の供与終期のご理解をいただいた上で資金不足となり得る原因を探し、必要であれば災害援護資金の貸し付け等をご案内しているところでございます。

以上で4点のご質問にお答えいたします。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 2つ目と3つ目はかかわりありますけれども、基本的に私の考え方としては、被災者の皆さんで支援が必要な被災者があれば最後まで支援を行うという、これは震災復旧・復興に取り組む基本的な考え方だと思います。

それで、数字のことをお伺いしますが、新しい数字でよろしいので、仮設住宅の全体の入居世帯数及びみなし仮設の全体の入居世帯数は、今現在何世帯になっておりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 数字的な質問でございますので、担当課長よりお答えさせていただきますと思います。

議 長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 一番新しい入居世帯数をお答えいたします。

プレハブ応急仮設につきましては、今現在95世帯305人の入居です。あと、みなし仮設のほうですが、こちらのほうは122世帯入居している現状でございます。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 仮設住宅については当初整備戸数が1,126でしたので、今答弁ありましたけれども、95世帯ということで10%を切ったということでもあります。この95世帯のうち、いわゆる特定延長の世帯が何世帯あって、今現在転居未定の世帯が何世帯あるか。これはわかりますか。

議 長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 今現在、特定延長者は13世帯ございますが、うちプレハブ仮設に入居している世帯は10世帯になっております。

再建未定世帯、転居未定世帯というような言い方でしたけれども、これの内訳が資金不足が原因の方が10世帯。あと、先ほど副町長が申し上げた、土地は見つかったんですけども、アパート、民賃のほうに再建を求めている方が物件が見つからないと。ペットを飼っているということもありまして、そちらが7世帯。あと、世帯内で意見がまとまらないが3世帯。あと、福祉的なもので介入中が2世帯。以上、22世帯と今は把握しております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 特定延長が13世帯、いわゆる再建未定者、転居未定者が22世帯とい

うことで、いずれにしても来年の5月から6月にかけて仮設住宅については供与が終わるということで、この22世帯については転居を支援する必要があるというふうに思っております。

それで、1個1個お伺いしますけれども、担当課で直接介入しているが調整がつかないということで、これについては2世帯と先ほど言われましたけれども、そのうち生活保護を申請したいという世帯は何世帯あるんですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） こちらのほうは生活保護を受給したいという世帯ではなくて、既に生活保護を受給しているんですけれども、自分の行き先を明確にしていない。例えば保証人が立てられないという方で、この民賃でどうでしょうかと担当課のほうで提示をしているんですけれども、そこで納得していただいていないというようなケース。あと、やはり物件に満足していないということで、その2世帯ということです。生活保護に結びつけて支援しているという世帯は今のところございません。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今のところ生活保護を申請したいという人はいないということであり、いずれにしても、生活保護は最終的に決定するのは県の福祉事務所であります。ですから、被災者支援課及び福祉課、健康推進課など、今後生活保護を申請したいという方がおられれば適切な対応をする必要があるというふうに思っております。

第2点目、家庭内で意見がまとまらないということで、意見がまとまらないケースで世帯分離した場合は、この世帯分離して災害公営住宅には入れるんですか、入れないんですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 第5次からですが、都市建設課のほうと協議させていただきまして要件緩和を認めていただき、世帯分離で片方が災害公営住宅に入って、あともう片方は別な再建方法ということを実行できるようになっております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 世帯分離して災害公営住宅に入れるというふうに改善されたという答弁であります。

資金不足のところですが、災害援護資金を貸し付ける制度も紹介すると答弁されましたけれども、この災害援護資金というのは1回借りれば2回目、3回目は借りることはできるんですか。1回目で終わりなんですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 1回で終わりです。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 1回で終わり。資金不足で、例えば低所得の大部分の方が災害公営住宅に移られておりますけれども、仮設住宅は家賃は無料という状況もあってなかなか災害公営住宅に、今、特例措置が設けられていて本来の家賃よりも軽減はされておりますけれども、なかなか家賃を支払うのが困難な状況の方について、そういう方がいる場合本人の申請も含めて、町営住宅条例にあるとおり家賃の減免及び徴収猶予という制度もあるんですけれども、そういうことも活用したらどうかという援助の仕方もあると思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鞠子議員がおっしゃるとおり、そういう制度がございますので、よく相談させていただきながら対応していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 3点目に移る前に、被災者生活再建支援金、基礎支給分が100万、加算支給分が200万が限度であります。いわゆる再建がどのくらい進んでいるかという再建率、基礎支援分の中でその支援数の方で何人が加算支援分を支給されているかということをもとにして再建率を算出した場合、宮城県は新しい数字で63%なんですけれども、亘理町は72.4%で県内トップクラスであります。これはやはり今まで被災者支援課を初め、福祉課、健康推進課、都市建設課及び復興まちづくり課を初めとして町全体で被災者の皆さんを支援してきた。そして、何よりも亘理町の場合は、社会福祉協議会が大きく頑張ってサポートセンターも努力された。そういうことで亘理町についていえば大部分の皆さんが再建されていると。再建途上の方も含めて再建されているというふうに思います。

それを踏まえて、第3点に移ります。災害公営住宅でのコミュニティーの確立であります。3点伺います。集合災害公営住宅集会所などに平日の午後も臨時職員を派遣してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 平日の午後も臨時職員を派遣してはどうかというご質問でございますけれども、災害公営住宅に入居し再建後の生活になじみにくい状況を踏まえ、不安や孤立感を解消するため新たなコミュニティへの移行期間として、災害公営住宅集会所に仮設集会所の臨時職員を派遣して傾聴事業を行っており、最終的には地域に溶け込んで生活いただくことを目指しております。

以上のことから、終日運営することにより地区活動としての集会所利用の活発化を妨げないためにも、従来でのやり方で運営したいと考えておりますが、今後のニーズに合わせて検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 災害公営住宅の、新しい数字でよろしいので、集合住宅、戸建て住宅の入居世帯数がわかれば述べてください。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 数字的な質問でございますので、担当課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、12月8日現在でございますけれども、集合住宅合計で277世帯でございます。それから、戸建ては97世帯です。合計で374世帯となっております。それで、6次募集の終了時点が10月末ぐらいなんですが、世帯数で376世帯となっておりますが、2世帯ほど減っております。その内容につきましては、1人の高齢の方なんですが入院先で亡くなってしまったという方と、あとは仕事の関係で1人の世帯の方が転居されたということで、入居後から比べますと2世帯分が減っているというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。数字的なことはわかりました。災害公営住宅、いろいろタイプはありますけれども、戸建てタイプ、長屋タイプ、アパートタイプ、集合住宅タイプ、マンションタイプとさまざまな形態がありますけれども、12月4日の河北新報のトップには、釜石のマンション型7階建ての災害公営住宅について見出しとしては「鉄の扉交流妨げる」ということで、玄関のドアが厚いこともあってなかなか交流ができていないという状況が、集合住宅のとりわけ4階、5階を中

心にこういうことが沿岸市町村を中心に生じていると。そういう意味ではコミュニティーの形成というのは今非常に大事だと思います。

亘理町の場合は仮設住宅の7カ所の集会所に臨時職員を2人ずつ配置して、仮設住宅のコミュニティーを確立し深めてきたという経過があって、それには臨時職員のかかわりはすごく大きいというふうに私は認識しておりますけれども、そういう認識でよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） おっしゃるとおり、集会所の臨時職員でしたけれども、その集会所で被災者に寄り添いながらお話を聞くという点では本当に重要な役割を担っていると思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今回災害公営住宅の集会所に派遣される臨時職員は仮設住宅の臨時職員でありますから、仮設住宅の集会所でなじみの深い臨時職員が派遣されるということで、ある意味では今後コミュニティーを形成する上で大きな力となると思っておりますけれども、今後は5時までと言いませんけれども、平日の午後3時ころまで臨時職員を当面の間、当面の間というのは1年か半年かというのはいろいろありますけれども、当面の間派遣するという取り組みをする必要があるというふうに思いますけれども、もう一回答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 確かに集会所に派遣している職員のほうからは、午後からもあけてほしいという声がありますという報告を受けております。それで、私たちのほうもそちらのほうに出向いて、「どうですかね。午後あけたら午後も来たいですか」というような話を現場でさせていただいたところ、午後からはいろいろ昼寝をするとかドラマがおもしろいのかあるとか、そういう率直な意見もありました。ですから、あけてほしい人とあけても来ないという、さまざまだと思うんですけれども、行政区で行事が入っている場合は午後から開催とかそういうふうな臨機応変なやり方をやっておりますので、今後利用者のニーズを把握しながら検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） （2）に移ります。今後建設される戸建て災害公営住宅（中野・江下）などの集会所にも臨時職員を派遣してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 現在は、前の質問にも回答したとおり、災害公営集合住宅への入居者を対象に臨時職員を派遣しての傾聴事業を実施しております。ご質問にありました今後建設される荒浜中野団地及び互理江下団地内の集会所につきましては、防災集団移転促進事業移転先団地内集会所として設置されるものであります。永住の地となる防災集団移転促進事業団地につきましては、地区におけるコミュニティーづくりを進めていくべきものであることから、防災集団移転促進事業団地内集会所への臨時職員の派遣については考えておりませんが、地域のコミュニティーに溶け込んでいけるように町としても取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 防災集団移転促進事業団地は地域の集会所だと。議案にもありますけれども、下茨田南、江下ですね、これは防災集団移転と戸建ての災害公営住宅があります。あとは荒浜の箱根田東集会所は防災集団移転と戸建ての災害公営住宅があります。集会所は私の考え方を言いますが、仮設住宅の集会所というのは、その集会所を利用して皆さんは運動したりお話をしたり食事会をしたりカラオケをしたり、コミュニティーを形成する拠点だと思うんですね。そういう意味では、今後建設される災害公営住宅の集会所についても、防災集団移転の皆さん及び戸建ての災害公営住宅の皆さんがぜひ臨時職員を派遣してほしいというニーズがあれば対応していく必要があるというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） そういうニーズ等があれば、その辺については検討させていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 最後に移ります。3点目です。集会所にテレビを設置してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 現在、災害公営住宅に設置された集会所につきましては、使用貸借の契約を締結し行政区に管理運営を行っていただいております。今回、集会所にテレビを設置してはどうかのご質問でございますけれども、既存住宅の倉庭住宅や下茨田住宅の集会所との整合性、さらには水道光熱費等について行政区の負担で運営しており、行政区に電気料の負担も伴います。通常、町内それぞれの行政区では、集会所の建設、そしてテレビ等を含む備品の配置を各行政区の判断で実施しておりますので、災害公営住宅に設置された集会所についても、今後それぞれの行政区と協議をさせていただき検討したいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） このテレビの設置については、西木倉集合住宅の県との連絡員の方々からも、ぜひ集会所にテレビを設置してほしいという要望がありますし、きのうたまたま上浜街道住宅の集会所に行って集合住宅の入居者と2人の臨時職員がいましたけれども、やはり仮設住宅でも今までテレビを使って運動をやったりしていたこともあって、ぜひテレビを設置してほしいということが出されております。当然のことながら管理を委託する行政区との電気代の問題はありますけれども、基本的には、テレビを通じてコミュニティーを形成するという立場で前向きに検討していく必要があると思いますけれども、その点もう一回答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） この件につきましては、担当課の都市建設課長よりお答えを申し上げます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど職務代理者のほうから回答がありましたとおり、今後、各行政区の区長さんを代表としまして検討していきたいと思っておりますけれども、答弁にもありましたとおり、被災者の方がその地区にやはり溶け込んでいくということも今後の対応が必要になってくると思っておりますので、その辺をよく各行政区と協議させていただき検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 仮設住宅の集会所、旧館、館南、宮前及び公共ゾーン1、2の集會

所のテレビは今どうなっているんですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 供与終期が終わりまして集会所を閉鎖する時点で、今は閉鎖という形よりもちょっと施錠しているという状況なものですから、そのときに集会所の備品を無償譲渡ということを考えておりますが、もちろん公共性の高い団体ということですので、行政区も含めて譲渡のお話はさせていただく予定では考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後になりますけれども、行政区が管理している集会所、わたしのところもテレビはないんですよ。ないんですけれども、そういう意味では既存の行政区でテレビがなくて、災害公営住宅の集会所はテレビがあると整合性がとれないのではないかという考え方もありますけれども、あくまでも災害公営住宅の集会所だということを鑑みて、コミュニティー形成を確立する上でも、仮設住宅の供与終期に当たって集会所の備品を無償譲渡されるということであれば、その時点も含めてぜひ集会所にテレビを設置していただきたい、設置する必要があるというふうに思いますけれども、最後に答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 災害公営住宅の集会所を優先するかどうかはまた検討が必要になってくるかと思いますが、議員がおっしゃるように今現在テレビがない集会所もあるということなので、希望が多ければ抽選ということになり得ますので、そのところは各行政区に説明の時点でご了承いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。2つ質問をいたします。

1つ目、観光立町を目指してということですが、読み上げます。交流人口の増加を目指すため、観光要所のPRと観光資源の発掘が必要であると私は考え

ます。そこで2点質問をいたします。

まず1点目、観光案内所をJR亶理駅前の西のほうですね、そこに設置してはどうかということでございます。ご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 現在、亶理町の観光情報に関しましては、亶理町観光協会のホームページへの随時掲載や観光ガイドブック「伊達なわたり旅～まるごとコレクション」を町内各施設に置かせていただき、情報提供を行っております。

JR亶理駅にも駅舎内のキオスクに観光ガイドブックを置かせていただいておりますが、おかげさまで町外からのお客様から多くご利用いただいているようで、不足した場合連絡をいただいで補充している状況にあります。

ご質問の観光案内所の設置につきましては、よく電話でいただく観光情報の問い合わせでは「ホームページを見たのですが」といった内容のものが多く、やはりインターネット環境が整備されている現在、ホームページを初めとするネット情報配信を強化したいと考えておりますので、施設や人的配置の費用と利用頻度を考慮した上で判断いたしますと、現段階では必要とは考えてはおりません。観光協会のホームページの充実はもとより、紙媒体である観光ガイドをより見やすく、より利用しやすくすることに努め、観光情報の提供を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ただいまの答弁でキオスク内に観光案内パンフレット等を置いているということでございますけれども、実はこの観光案内所の設置というのはキオスクから出てるんですね。恐らく快くやっているかどうかは私には不明でございますけれども、今のままでは不用だということであるのはちょっと矛盾するんですね。キオスクとすれば置いてほしい、当局は今の時点ではやらないと。

私は提案したいんですけれども、実は亶理駅の西に周辺案内図というのがあるんです。あれは周辺のことでは全然観光案内ではないので、私の考えているものは、亶理駅の西の自転車等駐車場に案内所を委託してはどうかということでございます。特別な人的配置は特に要らない。ついでの仕事として委託すればさほど経費もかからない。そのように思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまの質問につきましては、商工観光課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 駅の中のキオスクのほうで、今議員のおっしゃる内容によりますと、大変ご迷惑をおかけしているような状況にお受けするんですけれども、当課にはそのようなお話は聞こえてこなくて、私のほうではこれぞ町民協働のまちづくりなのかなと勝手に勘違いしていたのかもしれませんが、先ほどの答弁にもありましたとおり、キオスクさんのほうで観光ガイドを配布していただいて、いろんな方にご利用いただいているというのは間違いのないことございまして、そちらのほうで迷惑がかかっているというのであればまた話は別になりますけれども、それについては今後検討したいと考えています。

もう一点のご質問で駅の西側の自転車置き場なんですけど、いろいろとこちらでも検討した結果なんですけれども、確かに町の施設の有効活用ということでは大変いいアイデアではないかと思うんですが、駅舎から距離がちょっと離れているということと観光客が入りづらいのではないかということを考えてみますと、今現在の時点ではそちらへの設置というのは考えてはおりません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今、2つ話があったと思うんですが、順序が違いますけれども、駅舎から離れていて観光客が入りにくい。矢印をすればいいと思うんですね。別に問題はない。

2つ目、キオスクですけれども、快くやっているかどうかはまだわからない。もし何でしたらキオスクの本部を通して、そしてキオスクの窓口あるわけですよね、「観光案内はここですよ、パンフレットがあります」という表示さえすれば、別に問題はないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ぜひそのように検討させていただきます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そのような方向でやっていただければ幸いです。

2点目でございます。観光資源発掘の一環として、悠里館東の承水路を整備して

「はらこめし」の材料、食材であるサケの稚魚を放流、遡上を促してはどうかというところでございます。

これは11月5日の河北新報です。ちょっと読み上げます。「宮城県亶理町の亶理承水路に10月下旬ごろから秋サケが遡上している。郷土料理はらこめしの本場ならではの秋の風物詩だ。泳ぐ姿を住民の方が見ている」と。これは震災前からも実は私も見ております。こういうことで、ささやかな観光資源ではないかと思うんですが、これについての回答をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ご質問にありました悠里館東の亶理承水路でありますけれども、土地改良施設の排水路として整備されたもので、基本的には丘陵地である逢隈地区から亶理地区までの山手側の水を受ける機能の水路であります。また、農業用排水路としてかんがい期間は田んぼの水を排水する水路であり、一般河川とはもともと目的の違う水路であります。

さらに、鳥の海湾の鑑川防潮樋門については常時開いているものではなく、町側からの雨水や農業用水を排水するためと、逆に海水の流入を抑える自然流水を利用した開閉のゲートが設置されております。

また、サケ稚魚を放流する3月から4月までの時期及びサケが遡上する9月以降については、農業用水路の非かんがい期間となり阿武隈川からの取水がとまりますので、サケの稚魚放流、遡上のための必要な水量、水質を確保できないことから、亶理承水路の整備は無理と考えておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 確かに副町長がおっしゃるように承水路の目的はこういうサケの遡上、放流とは違う。私も承知しております。問題は、放流しなくても遡上しているんですね。ささやかな、金のかからない話題づくり。先ほどの新聞では秋の風物詩と。それでやればいいと。方法論として、これは新聞にも書いてありますけれども、いわゆる承水路環境の改善、美化、ビニールとかが浮かんでいるそれらを排除すれば、当たり前にもっとサケが遡上するんじゃないか。いわゆるはらこ飯の食材にするとか大々的に放流するというのではなくて、ほんの風物詩なんですよ。清掃すればいいんだというふうに私は思うんですが、いかがですか。放流しなくてもいいんですけれども。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問でございますけれども、あの施設は亙理承水路を経由して鑑川に排水されますけれども、最終的には上流部は用水なんです。それが非かんがい期間中にあの用水路を使って放流して、余った残水を亙理承水路に流すというような施設でございますので、逆に私はかわいそうかなと思いますのは、上は上流部ですから上に遡上できないような仕組みになっていると思います。それですと、今現在遡上しているのは迷いザケ、迷ってきたのかなというふうなことで、逆に阿武隈川に遡上してもらったほうがそのサケの生命のためには一番いいのかなと思いますので、現時点ではそういう機能から言いますと無理なのかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 迷ってきたサケということでございますけれども、それでもいいんじゃないかなと。いわゆる河川を清掃すればいいんですよ。土地改良区に言ってですね。ぜひ何かのときに土地改良区の方と会ったら、お茶話で結構ですからさせていただきたいと思います。

ところで、亙理町は「はらこめしの里」とか、実は常磐線の亙理駅の東、2番ホームといいますか、かつてはサケの絵の看板があったんですよ。だんだん見ていると色あせて、最近はないんですね。やっぱりせつかくですから、ちょっと看板を書きかえるとかしてきちんとしたらいかがかなと思うんですが、どうでしょう。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今、サケ、はらこめしの看板ということですが、亙理駅の昔で言いますと上りホーム、2番線というやつの階段の下のところに看板がございます。確かに色あせてはいるんですけども、ちょっとレトロな感じですので観光客を呼び込むような絵柄にはなっております。ただ今の時代に合わないというのであればまたいろいろ考えて、その場所がいいのか、もしくは駅前の方に移したほうがいいのかは、また検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そうですね。色あせているのではないということで、生きの悪いはらこめしを食っているようではうまくない。ピチピチとした対策をとっていただきたいと思います。

2つ目に入ります。基金の見直しについてであります。過去5年間でほとんど増減のない基金があります。これを見直して、今後の政策の新たな財源または工業団地の債務、詳しく言いますと内陸工業用地等造成事業元利金債の返済に充当してはどうかということでございます。それで、申し述べます。増減がほとんどない基金名及び金額でございまして、平成26年度末で、現在で違っていたら言ってください。読み上げます。書いてはあるんですが。

まず、亘理町長寿社会対策基金2億772万4,000円、5年前に比べて70万円の増。条例制定は平成2年でございまして。

次に、亘理町スポーツ振興基金3,100万円、5年前に比べて10万円の減。条例制定は平成3年でございまして。

亘理町文化振興基金3,000万円、5年前に比べて15万円の減。平成4年の制定でございまして。

最後、亘理町ふるさと・水と土保全基金1,000万円。増減が5年間でゼロ。条例制定は平成5年12月でございまして。

これが基金です。合計2億7,872万4,000円になります。

次に、関連ありますので続けていきます。

これらの基金の一部、後で言いますけれども、工業用団地の債務、いわゆる無利子のやつでございまして。内陸工業用地等造成事業元利金債、これも平成26年度末残6億4,183万円、これは有利子ですね。問題は、この基金を崩すか。そして、借金の返済にしたらどうかというのが大きな趣旨でございまして。これについてお答えをいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） まず、第1点目でございますけれども、亘理町長寿社会対策基金、亘理町スポーツ推進基金、亘理町文化振興基金及び亘理町ふるさと・水と土保全基金につきましては、高野議員がおっしゃるとおり、過去5年間においてほとんど増減はございません。

これらの基金は、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けることができる」という地方自治法第241条第1項の規定に基づき、それぞれ高齢者福祉の向上、体育及びスポーツの推進発展、文化振興、土地改良に係る集落共同活動の強化に対する支援といった特定の目的のた

めに設置されたものであります。

また、亘理町スポーツ推進基金、亘理町文化振興基金及び亘理町ふるさと・水と土保全基金は、定額の資金を運用するための基金、いわゆる果実運用型であるため、条例により基金の額が定められており、原資から生ずる利息のみをもって各種事業等に充てるものであることから、基金全額の増減はないものでありますし、原資を取り崩すのは適当ではないと考えております。

なお、亘理町長寿社会対策基金につきましては、条例により額は定められておりませんが、内容としては地方交付税に措置され積み立てられた果実運用型の地域福祉基金であるため、こちらについても原資を取り崩すことはできないものと考えております。

また、2点目でありますけれども、工業用団地の債務でありますけれども、内陸工業用地等造成事業元利金債につきましては、特別会計の借り入れであるという性質上、他の目的のために設置された基金原資を償還に活用することは適当でないことから、原則としては、工業用地の売却が実現した都度、繰上償還を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。なお、今回の補正予算についてもその考えから債務の一部を繰上償還する予定であります。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 副町長から基金の制定云々ということで取り崩し等はできないというふうな話を伺いましたけれども、まず戻します。基金の果実を事業に使うということでした。果実というのは、一般的にいう受取利息ですね。基金のこの合計2億7,872万4,000円の受取利息は幾らか。わずか10万1,000円でございます。特定目的にこれは使えるはずがない。

この基金の金利は私の計算では0.0364%でございます。違ったら言ってください。反面、工業用団地の残高、先ほど申し上げました6億4,183万円の金利は1.165%です。違ったら言ってくださいよ。そうするとこの金利差。預金しているのは低くて借りているのは高い。この金利差は1.13%になります。

そこで、私は基金を全て取り崩せとは申し上げておりません。この4基金約2億7,800万円、これの80%を借金に返せばいい。2億2,300万円。この金利差は1.13%ですから、金利差の金額は1年間に252万円、これが節約になるんです。そ

れで基金をなくすわけにいかないと言うならば、必要な際は補正予算等を組めばいい。基金の条例はあるわけですから、それを廃止しろというわけではありませんから。そういうことで対応はできるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問については数字的なものが絡みますので、財政課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 初めに、先ほど申し上げました内陸工業用地等造成事業元利金債についてから数字的な説明をしたいと思います。今、借り入れしていますのが2口ありまして、1口目については宮城県漁協のほうから24年3月30日に5億円借り入れしてございまして、これについては年利率が1.20%でございます。これについては元利均等の半年ごとの償還ということで、償還期間については10年ということで平成34年3月29日まででございます。

あと、もう一口、七十七銀行については平成24年3月29日に4億1,690万円借り入れしてございまして、年利率については同利率の1.20%でございます。これについても元利均等の半年ごとの償還で、償還期間については10年、同じ平成34年3月28日まででございます。

それで、もう一方の各種基金関係でございます。最初に、スポーツ推進基金については七十七銀行の定期預金ということで3,100万円、これについては年利率が0.025%です。26年度の受取利息が7,664円でございます。

あと、文化振興基金についても七十七銀行の定期預金ということで3,000万円、年利率が0.025%です。26年度の受取利息が7,417円でございます。

あと、ふるさと・水と土保全基金、これについては宮城県漁協の定期預金ということで1,000万円、年利率が0.075%で、26年度の受取利息が7,417円です。

それから、長寿社会対策基金、これについては3口ありまして、七十七銀行の定期預金が2,117万3,000円で年利0.025%。仙台銀行の定期預金が1億3,055万1,000円、これについても同利率でございます。あと漁協については5,600万円、年利率が0.075%で、長寿社会対策基金については26年度の受取利息が7万8,901円でございます。

今申し上げました4基金の26年度の受取利息金額については、先ほど高野議員がおっしゃったとおり10万1,399円でありまして、片や工業用地等造成事業元利金債の支払利息については合計854万9,442円でございます。その差が大きいのということで、高野議員は恐らく、基金残高の80%を工業用地等造成事業元利金債の償還に充てればいいのかという考えだと思います。

しかしながら、これらの基金については定期の資金を運用する基金、いわゆる果実運用型ということで先ほどから申し上げておりますが、条例によりまして基金の額が定められておりまして、さらに取り消しもできないこととなっております。長寿社会対策基金については、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り処分できるとなっているため、目的外の事業の財源としては取り崩すことはできません。そのために、予算を組んだとしても条例改正を行わない限り取り崩しはできませんし、各基金は特定の目的のために交付された原資、いわゆる県の補助金あるいは寄附金等がもとになっているということから、目的外であります事業の財源に充てることについては、今現在適当ではないと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） なるほど、基金の取り崩しは難しい、できないという返事でした。

さて、この条例を制定したのは平成2年、先ほど申し述べましたように、平成5年まであります。約25年経過しております。先ほど発言したとおり増減がほとんどないということで、基金の有効性が私は問われると思います。当初申し述べたとおり、工業用団地の債務返還も含めて今後の政策の新たな財源に生かすことも肝要ではないかと私は思います。

同様の観点から発言を続けます。12月4日全員協議会で工業用団地売却について説明がございました。相手先は株式会社アクアリザーブ、面積は7.6ヘクタール、譲渡金額約11億円。これについて先ほどの推移からして提言をいたします。工業用団地の有利子負債、これも先ほど申し上げたとおり約6億4,000万円でございます。これを返還して、さらに残り11億から6億4,000万引くと4億6,000万円、これを例えばこれからの政策、役場庁舎建設基金へ繰り入れてはどうかということでございます。

ます。この庁舎建設基金は26年度末残 8 億3,400万円ございます。これに震災関連で国からの補助金が約 7 億円来るやに私は伺っております。都合約15億3,000万円、庁舎の建設費はまだ未定、内容もわかりませんが、建設資金にこれを充当してはどうかということでございますけれども、これについて方向性だけでもいいですからお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げました基金の設置、条例の制定については、先ほど申し上げましたように平成 2 年から 5 年の間でございます。当時の状況と比較しますと預金利率が低下しているということで、確かに高野議員がおっしゃるとおり運用益を生み出す効果は縮小しております。各基金の目的の事業費も年々増大しているような状況でありますので、まずは規定の目的どおりの事業の財源として、場合によっては取り崩し等も視野に入れながら、この際は条例改正も必要となりますが、有効活用を……（「違う。工業団地」の声あり）はい。

それで、工業団地造成にかかわる償還あるいは庁舎建設等の今言われました重要な施策の財源については、今後工業用地の売却益及び徹底した経費の削減ということで、行財政改革によって出しました一般財源を活用して実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 先ほど工業用地約11億円で売却した場合の使い道として、有利子負債を返したらどうかと、その差額を役場庁舎建設資金に仮にしたらどうかという、方向づけだけでも示していただきたいということでございます。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問でございますけれども、工業団地の用地売却に伴っていわゆる 4 億円いらくらのお金が出てくるということになりますが、償還した残りですね。それについても、今後財源の確保についてはいろいろな方向からも検討しなきゃならないということでございますので、検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 財政課の前担当者ということで、先ほど来のご質問あります長寿

社会対策基金2億、一番大きいやつなんですけれども、これの経緯についてちょっとお話ししますけれども、副町長が最初の答弁でお話ししましたとおり、地方交付税に措置された積み立てということで答弁していると思うんですけれども、これは国のほうから、老人福祉のほうに役立てなさいということで交付税に含まれて各自治体に交付されたものです。それに基づいて各自治体がおのこの、亘理町の場合であれば前に「亘理町」というのがつきまして長寿社会対策基金ということで、交付税で措置された額の中からこういった基金の積み立てをしまして、先ほど来申し上げているように果実運用型で使いなさいということですので、原資そのものが国から来たものだと、国の税金だということで、なかなか目的外に崩すことは難しいということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 副町長の話がピンと来ないんですが、借金を返して減らして、そして仮に役場庁舎建設資金とかに、そういう方向づけをしたらどうですかということですが、その返事ははっきりと言っていたきたい。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 先ほどの総務課長の前に答弁した内容は、いわゆる返済しなくちゃいけない分がございますから、それが11億幾らで売却した場合4億近く残るのではないかとございまして、それについては今後、庁舎建設等に対しても財源の確保が重要な点になってくるのかなと思いますから、その辺も含めてそういう財源に充てていかどうかというのを検討してまいりたいということでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 了解しました。

以上をもって一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時20分といたします。休憩。

午後2時13分 休憩

午後2時19分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、10番。佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤正司君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番佐藤正司でございます。

私は、2問について通告のとおり質問をさせていただきます。

まず、第1問、地方創生事業の取り組みについてでございます。地域の活性化と人口減少対策を基本理念として盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生法」が成立いたしました。これに基づいて全国の都道府県や市町村のもとで、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な施策の来年3月までの策定が進められています。そこで、本町の取り組みについてお伺いいたします。

1項目め、総合戦略審議会での課題検討は、についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、第1点目のご質問にお答えいたしたいと思っております。

先月11月18日に第1回目となります「亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会」を、学識経験者や金融機関関係者、また産業関係者など7名の方に委員を委嘱し開催をしております。その中で、昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生法」や県が今年9月に策定した「地方創生総合戦略」の概要、また本町の人口分析結果、さらには関東以北1都13県の15歳から74歳を対象に実施した「移住・交流・定住に関するアンケート調査」の結果などを説明いたしました。

今後、それらデータに基づき、本町を取り巻く現況や状況の中から課題を抽出し、戦略委員会の中で協議・検討して計画に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） この総合戦略策定期間は平成27年度から平成31年度までの5カ年計画でございます。この策定内容のポイントについては、まずは地方人口ビジョンというふうに言われております。石破地方創生大臣の地方創生セミナーが去年の11月29日に電力ホールで開催されております。その中で、宮城県内の市町村の総人口将来推計値の中で、亶理町は2010年、国勢調査が行われた年でございますけれども、3万4,845人、2040年人口では2万7,095人で増減率がマイナス22.2%という推計が出されております。また、県内の市町村の20歳から39歳までの女性人口将来推計値

では、亘理町が2010年で4,031人で、2040年で2,382人と増減率マイナス40.9%というところでございます。これは何もしないとこのままの推計値になるというふうなことで、石破大臣の講演がされたわけでございます。

人口ビジョン、目標人口の設定は人口の自然動態、さらには社会動態の視点での人口予測がされたと思いますが、計画策定でのこれらは基本でございます。そういうことから審議会で今後の課題、人口ビジョンの検討は十分すべきというふうに考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） この件に関しましては企画財政課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほども申し上げましたように、現在、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定におきまして、効果的な施策を立案する上で重要な基礎資料となります「亘理町人口ビジョン」の策定についても、現在並行して作業を進めております。その期間につきましては、国・県同様、平成72年までを対象期間とし、現在の状況で推移した場合の将来人口の見通し、あるいは国・県の長期ビジョンを勘案した自然増減あるいは社会増減に関する仮定を敷きまして、亘理町の将来人口を展望したいと考えております。

今後、それらの人口変化をもたらす町民生活あるいは地域経済、または町の行財政などへの影響について分析あるいは考察を行い、社会増を中心とした目指すべき将来の方向について今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 人口減少、長期的、非常に多岐にわたることが想定されます。まず1つは、産業、雇用への影響、地域経済、地域生活への影響、医療・社会・福祉制度への影響、行財政サービスへの影響等多岐にわたるわけでございますので、この辺十分に検討していただきたいというふうに思います。

次に、第2項目めの住民意識調査結果と政策反映は、についてお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、2項目めについて回答申し上げます。

平成26年7月に実施した第5次総合発展計画に係る町民意識調査において、おおむね8割の方が町に愛着を感じており大変喜ばしく、さらなる亙理大好き人間をふやしていきたいと考えておりますが、反面、若い世代の方々が、公共交通機関、雇用、子育て関係、観光の分野において満足度が低い状況でございます。

また、1点目の回答と重複いたしますが、新たな人の流れを呼び込むための調査として昨年10月に関東以北1都13県の方々を対象に実施した「移住・交流・定住に関するアンケート」の調査結果では、移住・定住を検討する際の必要な条件として、日常生活の利便性や病院等の医療機関の充実などが求められている結果となりました。

今後、以上のような課題の解決に向けた取り組みを第5次総合発展計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映させ、「亙理に住んでよかった」または「亙理町に住んでみたい」と思える魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） ただいま答弁がありましたその満足度調査の内容の中で、重要度が高い施策、重複するかもしれませんが、公共交通機関の整備、保健・医療サービスや施設の整備、行財政の効率化が上げられております。そしてまた、満足度向上に必要な施策ということで、1つ目は若者定住化の促進、2つ目は保育・子育て環境の向上、3つ目については工業・観光の振興、4つ目には働きがいのある職場の整備の施策。まさに地方創生の問題がこのアンケート調査にあらわれているのかなというふうに思います。

これらの課題を克服しながら、活力ある社会の維持と地方からの創生を目指す戦略につながるように住民の意識調査を十分に反映すべきというふうにありますけれども、再度その辺の確認をいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 副町長のほうから申しあげましたアンケート調査については、まず第5次総合発展計画等について今後反映させる必要がありますので、今言いました多岐にわたります要望あるいは今後の施策のほうに反映させていきたいということで、基本的には、先ほど申しあげました地方創生戦略会議については1回目

既に終わりましたけれども、今後12月中旬、あと1月と大体合計4回ぐらい計画しております、その中で多方面の方々からご意見を頂戴しながら施策のほうに反映していきたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、第3点目の計画の骨子案・中間案の提示を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 第5次互理町総合発展計画住民説明会の開催を1月下旬に予定しておりますので、その後に総合戦略についてまとめていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 1月下旬をめどにまとめていきたいというふうなことでございますが、内閣審議官からの通知が都道府県知事にあります。これは法案が制定された後に通知されたわけでございますけれども、「地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても地方版総合戦略の策定の段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要である」というふうに通知をされております。この辺について互理町はどうなさいますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど来から申し上げましたように、今後、審議会4回を経て、ある程度素案を策定してまいりたいと考えておりますし、今後につきましては、今のところ執行部の考えですけれども、議会の全員協議会のほうにこの素案についてご提示して、議員の方々からご意見いただきながら、この計画について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） まず十分な両輪となって、検証して効果のあるものを策定していただければというふうに思います。

続きまして4点目、「あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業」の内容についてをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 「あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業」の内容についてでありますけれども、国の地方創生先行型の上乗せ交付分の事業として300億円が予算化され、都道府県枠200億円、市町村枠100億円の配分率となっており、採択要件といたしましては、他の地方公共団体の参考となる先駆的事业で、かつ他の自治体との広域的な連携が適切に実施される事業について交付対象とされ、本町では、岩沼市と連携して観光PR活動を行い交流人口の増加を図る事業として申請をいたしました。

その後、国で設置する外部有識者会議において事業内容の審査が行われ、10月下旬に採択、そして、先月11月中旬に申請額どおり交付決定されたものでございます。

事業の内容につきましては、今年3月に全線開通、首都圏と直結し、さらに鳥の海スマートインターチェンジが来年3月に供用開始される常磐自動車道を最大限利用する内容となっており、具体的には、その沿線を中心とした関東圏をターゲットとして、それらの地域の映画館でPRのCM等を上映し、また、高速道路の各サービスエリアなどで配布されておりますフリーマガジン「ハイウェイウォーカー」に特集記事を掲載。さらに、常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア内でのPRイベントの開催などが主な内容となっております。

以上のような周知・PR事業を展開し、関東からの新しい人の流れを呼び込み、さらなる観光の振興と地域の活性化を図り、訪れた方に町の魅力を知ってもらい、その先の移住・定住へとつなげていく事業内容となっております。

なお、今回の12月定例会に関連する予算を計上しているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」パッケージとして国から4項目が示されております。亘理町は地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金（地方創生先行型）、これはタイプⅡのほうだと思いますけれども、これによりますと広域連携事業、亘理町と岩沼市連携の「あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業」でございまして、ただいまお話ありましたように、全線開通に伴う関東圏からの人の呼び込みというふうなことでございます。この観光振興、地域活性化、これらの事業の内訳についてはどのように考えておられますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 詳細な事業費につきましては、岩沼市と亶理町の1市1町で合計3,568万4,000円の交付申請を行いまして、国のほうから申請額満額採択をいただきました。

その内訳としましては、説明は先ほど副町長が話しましたので省きますけれども、まずオリジナルCMの作成・上映費については1,857万6,000円、それから高速自動車道利用者向けのPR費、これについては看板も含まれますけれども1,218万円、あと観光情報誌の広告掲載費として442万8,000円、それからにぎわい創出の会議費ということで50万円、合計3,568万4,000円になりまして、それで各種事業を岩沼市と亶理町で分担して実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） これらをうまく活用して、地方に新しい人の流れをつくっていただきたいというふうに思うところでございます。

5番の総合戦略の今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 総合戦略策定の今後のスケジュールについてでありますけれども、現在策定中の町の最上位計画である第5次総合発展計画が、先月11月24日に開催された審議会で最終案の意見がまとまった報告を受け、今月18日に審議会の会長より答申をいただく予定となっております。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、第5次総合発展計画との整合性を図る必要性がございますので、若干のタイムラグが生じるかと思いますが、今年度中に策定したいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今年度中の策定ということでございます。県のほうでも、宮城県地方創生総合戦略について9月に一般質問がございました。県知事の答弁でございますけれども、「国の地方創生交付金などさまざまな支援制度を有効に活用することで、これまで以上に将来ビジョンや震災復興計画を加速し、効果が高まるように努めていく」と答えられております。その中で、地方創生の推進に当たっては「安定した雇用の創出、地域産業の振興、移住住民の推進、結婚・出産・子育て、幅広い

分野での施策展開が必要であり、今後ともその効果が最大化されるよう全庁一丸となって取り組んでいく」というふうに答弁されております。

一言で言いますと、地方経済を振興して若者を中心に地方の人が地元で職を得て豊かに暮らせるよう、そして、人口減少対策もしていこうというのが地方創生でありますので、今後とも最大限効果が発揮されるよう取り組まれることを申し添えまして、地方創生の質問を終わらせていただきます。

次に、第2問の認知症対策についてでございます。65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計で15%で、2012年時点で約462万人によることが厚生労働省の調査で明らかになっております。また、団塊の世代が75歳となる2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5分の1に達することが見込まれていて、今や認知症は誰でもかかわる可能性のある身近な病気になります。

これに備えるために、厚生労働省は新オレンジプランを策定しております。これに基づく第6期亘理町高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画が策定され、その中に認知症施策も掲げておりますが、以下の考えを伺います。

第1項目の認知症高齢者の実態と今後の推移についてをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 1項目めの質問にお答えいたしたいと思っております。

初めに、認知症高齢者の実態についてお答えをいたします。平成27年3月末時点における本町の総人口は3万4,108人となっております。このうち65歳以上の高齢者人口は9,268人で高齢化率は27.1%となっております。介護保険制度における認定者数は2,029人で、高齢者の5人の1人は在宅サービスや施設サービスを利用している状況にあります。また、本町の介護保険認定調査において認知症の疑いのある高齢者は、約1,170人となっているところでございます。

今後の推移でございますが、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、65歳以上の高齢者推定値は、平成29年度9,728人、平成32年度1万300人、平成37年度1万750人となる見込みとなっております。

また、認知症高齢者は、国の推計ですが、65歳以上の高齢者のうち認知症高齢者の割合は、平成27年度で10.2%、平成32年度で11.3%、平成37年度では12.8%になると予測されておりますが、現在、本町ではそれを上回る認知症高齢者の比率となっておりますので、今後さらに増加していくのではないかと見込んでおるところで

ございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） ただいまの答弁で、認知症の疑いのある高齢者は、いわゆる予備軍も含めて約1,170人。午前中での同僚議員の質問にもありました、高齢者の大体15.2%となっているというふうなことでございます。国の推計より亙理町は上回り、さらに増加傾向にあるということでございますけれども、なぜこのような傾向にあると思われませんか。お伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） この件につきましては、担当課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ご質問のどうしてかということなんでございますが、具体的にはわからないのが現状でございますけれども、単なる物忘れと認知症についての理解の区別が少しは出てきているのかなというのはありますし、これまで地域の中でいろいろ徘徊される高齢者の方があっても地域の方の助けで見守りがなされていたのが、現実的にこのごろできていないというのもあって、そういうふうな認知症の症状について理解をされて、その病気の対応をされている方がふえてきているのかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） わからないわけでございますね。いろいろ高齢化が進めば進むほど認知症の数もふえてくるというふうなことでございます。

2項目目の認知症の早期発見と予防の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 2項目目について回答申し上げます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の柱には、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」や「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」がありますが、本町におきましては、認知症への理解を深めるためサポーター養成講座を適宜開催し、延べ1,095人に上る方が受講されている状況であります。

この講座におきましては、認知症の方への支援だけでなく、認知症を引き起こす病気・症状、早期発見、早期受診・診断、早期治療が大事なこと、予防についての考え方について学んでいただきました。多くの方にサポーター養成講座を受講していただくことで、本人自身あるいは家族による早期発見、予防に結びつくものと考えております。

また、予防の取り組みの1つとして、「どうすれば認知症になりにくいかな」に重点を置き、認知症になりにくい生活習慣を身につけていただくため、脳活性化教室を4地区において開催しており、運動や創作活動を体験しながら、楽しくふだんの生活の中でも取り組めるように認知症予防のための脳活性化トレーニング法を学んでいただき、実践、習慣化できるよう支援を行っているところであります。

さらには、町広報紙におきまして毎月「やすらぎからのひとこと」として、高齢者福祉事業、講座開催、介護予防など記事を掲載し、啓発・意識づけに努めております。これらの事業のほかにも「認知症高齢者介護家族のつどい」や「認知症カフェちよっこら」を開催しており、また、県におきましても「かかりつけ医の認知症対応力向上研修」や「認知症サポート医養成研修」などの事業を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今後の予防の取り組み、予防対策、脳トレ、さらには認知症カフェ、さらには認知症サポーター養成講座、1,095人が受講されているということでございます。

厚生労働省のオレンジプランで600万人のサポーター養成が掲げられておりましたが、新オレンジプランが策定されました。これによりますと800万人の目標が掲げられております。1.4倍くらいになりますかね、そのぐらい増加させて認知症サポーター養成をしていくというふうなことが掲げられております。この養成講座については、認知症の人や家族を温かく見守りながら地域全体で支援する応援者というふうなことになっております。今後増加される中において、こういうサポーターの重要性が十分必要かというふうになっておるわけでございますが、受講生を増加する計画があるかどうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらの養成講座については、行政区長会のほうにも受講の機会を設けていただきたいということでお話などもさせていただきまして、今年度亘理地区の区長会においては実施をさせていただいております。また、各まちづくり協議会においてもいろいろと養成講座の開催をお願いいたしまして、吉田東部地区、亘理地区、それから吉田西部地区まちづくり協議会のほうでも実施をさせていただいております。また、各種団体ということで漁協の婦人部とか農協の婦人部とか女性部とか老人クラブのほうにもお声がけをさせていただきながら、養成講座のほうを進めております。それから、教育委員会を通じまして、学校のほうでもお子さんたちに講座を開催していただけないかということでお願いいたしまして、1校手を挙げていただきましたので、今後実施をする予定にしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それぞれ各種団体、学校も含めて養成講座等を取り入れたいというふうなことでございます。先進地の和歌山県橋本市においては、認知症予防を意識した取り組みを習慣づけることを目的に地区単位、さらには老人クラブ単位で教室を開催しているというふうなことが、教育福祉常任委員会の報告でもあったわけでございますけれども、こういう取り組みをぜひ参考にしながら認知症の改善、予防をして、予備軍が認知症にならないように支援していただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、3項目に入ります。認知症初期集中支援チームの設置についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 支援チームの設置についてのご質問でありますけれども、本町においてはまだ認知症初期集中支援チームの設置には至っておりませんが、現在、その業務の役割を地域包括支援センターが担っております。

しかしながら、機能の充実を図る上では認知症初期集中支援チームの設置は必要であると認識しており、国の新オレンジプランでも、平成30年度から全ての市町村で実施するとの目標引き上げをしておりますので、平成28年度にはチームの構成員候補者を対象に研修会を実施し、平成29年度の設置を目標に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 28年度を設置目標に定めたいというふうなことでございます。この認知症の初期集中支援チームにつきましては、初期段階から支援を行っていくというところでございます。認知症患者、その家族に対して安定した医療と介護サービスを受けることができるように支援を行う。そして、初期段階での医療機関を受診することで進行を遅らせることもできると。徘徊などの症状を改善することも可能であるというふうなことでございますので、ぜひ早期に設置をしていただきたいというふうに思います。

次に、第4項目の住民健診での物忘れ相談プログラムの導入についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 物忘れ相談プログラムにつきましては、アルツハイマー型認知症の判定補助・トレーニングをタッチパネルにより誰もがゲーム感覚で行えるものであり、簡単に物忘れチェックを体験できるものかと思えます。認知症は初期のうちは、回復・進行防止のための治療方法は確立されつつあります。このため認知症は早期発見が重要な鍵であり、本人が認知症かなと気づくきっかけはとても大切なことと考えておりますので、今後導入について検討してまいりたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） ただいま回答がありましたように、認知症を見つけるのに最も重要、最小の質問でゲーム感覚でのタッチパネルということでございます。時間として5分ぐらいで実施できるというふうなことでございますので、例えば検診等の待ち時間を利用することもできるのかなというふうに思っております。ぜひプログラム導入をして早期発見をしていただきたいと思えますが、その部分も含めていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 住民健診での待ち時間等を利用してのこのプログラムの導入でございますが、認知症を気づくきっかけになるものと考えておりますので、重要なことと考えております。また、各種事業、脳活性化事業、それからあと、出前講座で

地域に行くときなんかも、もしできればそれらを活用してきっかけづくりになればというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、政府広報オンラインには「知っておきたい認知症の基本」というのが載っております。認知症の大部分を占めるアルツハイマー型、脳血管性認知症は生活習慣病との関連があるとされております。例えば野菜、果物、魚介類、豊富な食物を心がけたり、定期的に運動習慣を身につけたりと、ふだんからの生活環境が認知症の予防につながるというふうに記載されておるところでございます。

そういうことから早期診断と早期治療により高い治療効果が期待できますので、認知症対策のために日ごろの生活管理と早期診断・治療が大切でありますので、より一層取り組まれることを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 通告の6番となります。12番大槻和弘でございます。

私のほうからはきょうは初質問ということで、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

私のほうからは3問ほど、1つは被災者の医療費一部負担、それから介護保険利用料免除の継続について。それから、もう一つはイノシシ被害対策について。最後の3本目ですけれども、ミニ開発に伴う既存道路の拡幅ということについて一般質問をさせていただきます。

まず最初に1番目でありますけれども、被災者の医療費一部負担・介護保険利用料免除の継続についてということで、東日本大震災の被災者医療費一部負担金などの免除措置の2016年度の継続についての検討は進んでいるのかということで、国民健康保険医療費一部負担金と後期高齢者医療医療費一部負担、介護保険利用料についてであります。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、お答えしたいと思います。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の免除措置の継続につきましては、10月に県の各担当課による県内全市町村を対象とした国民健康保険と介護保険における意向調査が行われ、11月に結果報告がなされております。国民健康保険、介護保険ともに継続しないと回答している市町村が、継続すると回答している市町村を大きく上回っておりますが、国民健康保険では未定としている市町村も半数近くある結果となっております。いずれも調査時点での意向を確認したもので、各自治体としての最終判断ではありません。また、後期高齢者医療においても、11月に意向調査が行われておりますが、現時点での結果報告はなされておられません。

県においては、今後これらの結果を踏まえ、県内市町村をとりまとめ一定方向の統一した考えを示すのか。それとも、各市町村の判断に任せるのか。また、宮城県後期高齢者医療広域連合も同様であり、双方とも現段階で方向性を見いだせない状況であると考えております。

本町における一部負担金の免除措置の継続については、町の財政負担が伴うことを考慮しなければならないことから、国への全面的な支援要請を含め、沿岸他市町村等の動向を見きわめた上で最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、答弁がありましたけれども、県の意向調査の結果が出たというようなことだったんですけれども、この際、亶理町としてはどのように答えたのか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問については担当課長からお答えさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 亶理町といたしましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、健康推進課で持っている2つの保険につきましては、検討中という回答をいたしております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 福祉課においても、継続の方向での考えはあるんですが、一応県に対しましては検討中で報告をさせていただいています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。後期高齢者医療についてですけれども、これは現時点では報告がないということだったんですけれども、報告の予定というのはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 11月に調査がありまして、昨日なんですけれども、県内の状況の意向調査結果が届いております。後期高齢者医療保険につきましては、今年度をもって終了すると回答した市町村が18、あと28年度も現行と同様で実施したいという市町村が4市町村、それから検討中という市町村が13市町村というふうな回答を得ております。

参考として、国民健康保険についても記載があったわけですが、今年度で終了とする市町村が19、現行制度で実施したいという市町村が5市町村、それから検討中と回答した市町村が11市町村となっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 昨日の段階でこういった回答がなされたということでありまして、ただこれを見ましても確かに多いことは多いかもしれませんが、継続含めて検討中というのがまだまだあるというふうなことです。亘理町についてはこれを受けての考え方というのはまだ出ていないと思うので、これについては引き続きだと思います。

私のほうは当然これについては継続すべきだというふうな立場でございますけれども、岩手県の達増知事、ここにつきましては10月2日ですけれども、所信の表明演説の中で「2016年度1月以降も1年間、国保と後期高齢者医療の免除を継続する」というふうな発表をいたしました。宮城県に対してもこのことは同様に継続するよう要望すべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 一部負担金免除の措置につきましては、来年1月13日に宮城県後期高齢者医療広域連合の運営連絡会議が開催されまして、宮城県の広域

連合としての方針を決定するということを通知されておりますので、本町といたしましてもその方針に沿って進んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 1月13日というふうなことでございました。被災者にやはり寄り添うような形で、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、イノシシの被害についてでございます。1番、2番があるんですが、一括して質問いたします。亘理町のイノシシによる被害対策を今後どうやっていくのか。そして、2番目でありますが、鳥獣被害防止特措法による「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができるというふうになっているんですが、町として設置しないのか。設置する場合、どのような計画なのか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 1及び2の2つの質問は関連性がございますので、一括回答とさせていただきます。

国が鳥獣被害防止特別措置法を定めた背景には、全国的にイノシシの捕獲方法に効率的なものがなく、繁殖力が高いイノシシの農作物等への被害が拡大しているためであると思っております。

現在、本町においては、被害防止対策として、宮城県猟友会亘理支部に個体数調整期間である4月1日から11月14日まで捕獲に関する委託を行っております。また、それ以外の期間についても狩猟資格を持った方に捕獲奨励金を支払い、捕獲をお願いしておるところでございます。

しかしながら、高齢化による駆除隊員が減少している状況であることから、本年度より新規狩猟免許取得者に対する経費の負担軽減も考慮した地元農業者を中心とした人材募集を図っており、また、個体数調整業務についても委託料を増額しているところであります。

今後につきましても、被害防止は住民の自主防衛を基本とするわけでありましてけれども、町は被害軽減対策や防止対策の周知をしながら、電気柵等の設置に助成を行うなど必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

質問にあります鳥獣被害対策実施隊については、全国的傾向ですが、イノシシの捕獲方法に効率的なものがない状況で、鳥獣被害対策実施隊を設置してもイノシシの頭数及び被害が必ずしも減少しているわけでもない状況でございますの

で、設置の是非及び費用の軽減方法も含め、現在、まさに国・県・近隣市町村、イノシシ駆除隊と運用方法について検討中でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今答弁があったわけですが、答弁の中で実施隊を設置してもイノシシの頭数あるいは被害が減少しているわけではないというような答弁があったわけですが、イノシシの数そのものがふえているからということではないのかなと私自身は思いますし、あとは原発の影響もこの間あったのではないかと思います。

12月4日付の河北新報の記事があるんですけども、そうしましたら、けさ方朝日新聞のほうで出されているものをここに持って来たんですけども、「鳥獣の農作物被害増加、原発事故後イノシシがふえる」という見出しがあるんですが、この中で「東京電力福島第一原発事故による放射能汚染の影響や猟師の減少で、県南部を中心にイノシシがふえているためだ」というふうなことがこの中身では書いてあります。そういったことを踏まえてですが、現在の捕獲実績、もしわかるのであれば震災前の捕獲実績も教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） この件に関しましては、数字的なことでございますので担当課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） イノシシの捕獲頭数でございますが、今、10年前の資料しか持ってきてございませんが、平成18年から20年の間につきましては、捕獲数につきましては10頭以内ということでございました。それから、平成21年につきましては23頭ということで、平成21年までにつきましては年に数回ほどわなを設置したり、そういったものの駆除作業を行っておりました。

そして、平成22年から頭数がふえまして、個体数調整につきましては40頭、それから狩猟期間につきましては34頭ということで、合計で74頭ということで、平成23年につきましては合わせまして52頭、このときは震災がありまして捕獲数が少なかったことから52頭ということでございますが、平成24年につきましては67頭、25年につきましては170頭、26年につきましては149頭、あと平成27年につき

ましては個体数調整期間は終わりましたが39頭。11月からの狩猟期間については今現在で10頭ほど捕獲をしているところでございます。

今、議員がおっしゃいました原発の影響ということでございますが、その辺もあるのかなとは感じますが、まずもってイノシシの生態系の変化、それから繁殖力が高いものがございますので、一概に原発の影響があるのかなという考えはちょっと疑問ではございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 震災前の数字も出されましたが、やはりふえていることはふえていますね。これは間違いないですね。逆に考えますと、狩猟者、イノシシをとる方の人数が少ないのではないかなと、私自身もこれを見た限りではそう思います。

イノシシの捕獲の人材問題ということも先ほどお話が出ましたけれども、猟友会の亘理支部があるわけですけれども、猟友会の亘理支部は山元町と亘理町の両方でやっているようですが、会員数は51人ということになっているようでございます。平均年齢を見ますと亘理支部で67.33歳ということで、30代が1人で50代が4人と、これは3月31日現在ですけれども、そのほかは60代以降ということで、かなり高齢化が進んでいるなというふうに考えております。県には21支部ほどあると思いますが、そこの平均は63.72歳ということで、67.33歳ということですから、全体を通してみてもトップ、最高齢の高齢率になっているということだと思います。

現実に亘理町でイノシシの捕獲に当たっているのはどのくらいの人なんだということになりますと、6名の方が亘理町では実際にやっていると。補助員が3名ほどついていくこともあるということはあるんですが、実は10名に満たない数字で先ほどのイノシシをとっているということになりますから、かなり大変な状況ではないかなということがわかると思います。

先ほど原発の話を申し上げましたけれども、福島原発による放射線の影響によってイノシシの肉が売買禁止、売れないということがございます。これは狩猟意欲そのものが出ないというようなことになっているのではないかなと思っています。けさ出た先ほどの朝日新聞では、ちょっと中身を読み上げますけれども「原

困として指摘されるのは原発事故だ。肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、12年6月にイノシシが県内全域で出荷停止となった。それまでは食肉として販売されていたができなくなり、農産園芸環境課は、猟師に猟をする意欲が失われているんだろうと見る」というふうなことを言われています。同じように、私が言ったようにその意欲がなかなか出てこないのではないか。それに高齢化というこの2つの問題があるのではないのかなというふうに私自身は考えております。

高齢化の問題も含めて、このイノシシそのものを見ますと、ニホンイノシシですけれども、体長は平均で140センチぐらいあると思うんですが、体重は80キロから150キロぐらい、かなり重いということになります。そのほかに突進力がかなり強いということで、走るのは大体時速45キロぐらい走ると。人間より当然速いわけですね。それから、跳ぶのも助走しなくても1メートルぐらいは跳ぶんだというふうなことになっています。運動能力がかなり高いんですよ。運動能力が高いということですから、そういう意味でいけば、先ほど言った高齢化の問題、亘理の平均では60歳以上の方、70歳、80歳近い方も実際にやっています。そういったことを考えると、非常に意欲の面でも問題がありますし、あるいはまた重労働、危険も当然伴うというようなことがわかると思います。こういったことについてどういった考えを持っているでしょうか。答弁願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 確かに駆除隊員につきましては高齢化等によりまして減少しているということでございます。昔は各地区、吉田、亘理、荒浜、逢隈地区のほうに猟友会の支部がございまして隊員数も多かったかなと思ってございます。現在は亘理、逢隈地区だけということになってございまして、隊員数は現在19名ということでございます。そのうちイノシシの捕獲に関しては、銃やわなの資格を持っている方が7名おりまして、個体数調整期間の捕獲をお願いしておるということでございます。

あと、先ほども言ったように、食肉を売ることができないということで意欲がだんだんなくなっているという問題もございまして、今後隊員の増員や確保につきましては、町の農政サイドでございまして、農作物等の被害防止は自主防衛が基本と考えることから、今後とも地元の住民、農家の方々に絶大なる協力を得な

がら捕獲人材の育成に努めていくというふうな考えでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 自主防衛が基本だというふうなお話を今いただきましたけれども、先ほど言いました鳥獣被害対策実施隊のお話についてちょっと述べたいのですが、これは当然農林水産省が推奨しているものでございますが、この中身としては、生息数の増加、狩猟者・農業者の減少と高齢化の進行あるいは市町村の担当職員の負担が多いといったところから、具体的には今後の継続的な対策のための現場での実践的な体制確立に向けたものだというふうに定義づけられているようです。現実的には、その捕獲活動あるいは柵・緩衝帯の設置とか追い払い、農業者への指導・助言や生息状況の調査などだということが出ています。

具体的に言えば、1つは公務災害の適用ということがございます。民間隊員というのは非常勤の公務員という形になりまして、被害対策上の災害にも補償を受けられるということで公務災害の適用を受けられるということになるわけですね。これは非常に大きい問題ではないかなと私は思うんですよ。実際、狩猟に当たっている猟友会の方にちょっとお話を聞いたりしているんですけども、銃器の事故であるとか、あるいはイノシシがくくりわなにかかったりはするんですけどもそこでワイヤーを切ったりであるとか、そして襲ってくるとか、あるいは熊に襲われるとかという危険が結構あるということがあるものですから、この公務災害というのは非常に大きいものだと考えていますし、猟友会の方もそうおっしゃっていました。

それから、そのほかにも技能講習の免除ということがありますし、それから狩猟税の軽減ということで、狩猟税は散弾銃ですと1万6,500円かかるんですけどもこれが0円という形もありますし、それから、ライフル銃所持の特例というふうなことで今言った4つほどがあるんですが、これは実際に猟をやる方にとっては非常に助かることではないかなと思うんです。最後に、活動経費に対する特別交付税措置ということで、市町村負担の実施隊活動経費については8割が交付税措置されるということになります。ということは、町そのものにとってもメリットが非常にあることではないのかなと思います。

先ほどの朝日新聞にも書いていましたけれども、それから、12月4日の河北新

報にも書いてあったんですけども、実施隊を使って、イノシシは売れないもの
ですからイノシシを解体するということがあるんですが、白石の場合ですと有害
鳥獣の解体場というのをつくったと。つくって自治体が実際運営をするんだとい
う形になります。つまりいろんな活用法がこの中で出てくるのではないかなと思
うんです。そういったことからすると、この実施隊、先ほど活用云々の方法がい
ろいろあったわけですけども、現実的にはこういうふうなメリットもあるとい
うことで、ここについてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 議員もご承知のように、宮城県内でも11市町の自治体が実
施隊のほうを実施してございます。その中でその運営方法について間違いがない
よう、国のほうでその事業の運営方法について精査するという情報の情報が入っ
てございまして、そういったことを踏まえまして、現在県の市町村課のほうに内
容等について相談中でございますので、なおその辺も検討していきたいというふ
うに考えております。

あと、先ほど言った被害対策上の災害に対する補償につきましては、今現在も
民間の保険会社のほうで最大で2億円というふうな補償の保険に加入をしてござ
います。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今答弁がありましたけれども、県内でも11市町が設置をしている
ということですけども、全国では986の市町村が設置をしているということで、
宮城県内では11市町が設置ということで、これは27年4月現在の調べですが、た
だ仙南では白石、角田、岩沼、蔵王町、七ヶ宿、大河原、柴田、川崎、丸森と、
ここの市町が既にやっているんですね。最近では山元町も設置する方向だとい
うふうに聞いてはいるんです。そうすると、実際にやっていないというのは亙理町
なり名取なり村田でしょうかね、その程度しかないんですね。結論をいつ出すか
わからないんですけども、やはり急いで結論を出すべきではないのかなと思
います。いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） これまで国のほうでその実施隊の設置について推進してき

たということで、去る9月に町側といたしましても、近隣の山元町、それから猟友会の会員を含めました説明会を県の農産園芸環境課の指導を受けまして開催しました。そういったことを踏まえまして、今後設置に向けて検討というふうなことにしてございますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。亙理町も設置をしながら、猟友会あるいは農協あるいは農家、そういった方々と協力しながら、また、先ほどお話をしましたけれども、免許を持っている方が少ないといったこともあるので、そういう方々にも協力を呼びかけながら免許を取っていただくと。現実にそうやっているところもあるようでございますので、そういった方策も必要ではないのかなというふうに考えております。

それから、もう一つだけですけれども、イノシシが出にくくするという意味では、よく農家の方が今は農家をやめている方々も多いわけですから、結構草が生えているところ、茂みがあるという格好だと思うんですが、そういったところも結構あるので、そういったところにイノシシが出てきたりするということがあります。そういったことからすると、下草刈りというんですかね、農家の方に日当なんかを出しながら年に何回かやるとかそういった方策を考えられないのかななんて思うんですね。ある意味コミュニケーションの場になったり情報交換の場になったりするわけですから、江払いみたいなそんな感じのことですけれども、やれということではありませんけれども、そんなこともあるということで、ひとつよろしく願いをしたいなというふうに思っております。

ぜひともその設置をお願いしたいなど。そのことがやはりイノシシ対策にもある程度、全て自治体で片付くというわけではありませんけれども、そういった方向が必要なのではないかなと思います。

次に、ミニ開発に伴う既存道路の拡幅についてであります。これも1番、2番というふうに振っておりますけれども、一括して質問させていただきたいと思います。

ミニ開発に伴う既存道路の拡幅についてということで、ミニ開発で既存町道が狭い場合、開発区域に係る引き込み道路があるんですけれども、その道路付近の既存道路部分、開発によりその部分にあっては拡幅されるんですが、それ以降はもともとの道路が狭いものですから幅員の減少となるわけですね。それから、ミニ開発が

2つ3つというふうに重なると、連続してその幅員の増減というのが当然繰り返されるというふうなことになります。それにより通行に支障が想定されるという場合には、開発者と連携をしながら、町でも既存路線全体を拡幅という整備をすべきではないかというふうに思っております。

また、2番目になりますが、既にミニ開発によりそうなっている場合、それについては通行の安全性を担保するために優先順位をつけながら拡幅工事を行うべきではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 1番目と2番目の2つの質問につきましては、関連性がございましたので一括で回答させていただきたいと思っております。

開発行為等の規制につきましては都市計画法第29条に基づく許可が必要であり、本町における開発は、3,000平方を超える場合の面積の開発行為については宮城県知事から許可を受けて開発を行い、それ以下の1,000平米から3,000平米未満の開発につきましては亙理町開発指導要綱に基づいて、開発事業者と協定を締結し開発を行っております。協定では、開発の目的や土地の利用計画、道路、水路、公園等が適正に開発されるよう指導しております。

開発される土地が農地等の場合に開発区域と現道に生じたすき間部分は、開発事業者側で側溝設置や道路舗装をして整備されるため道路幅員が広がりますが、開発区域外についてはご質問のとおり亙理町開発指導要綱により指導を行えないことから、今後居住する住民の方の通行の安全や利便性を確保できるように、区域外となる隣接地に側溝及び道路整備の協力をお願いしておるところでございますけれども、開発事業者側の経済的な負担等が伴うことから、なかなか実施していただけない状況となっているところがございます。現在の幅員のままとって道路幅員に違いが生じている箇所が、町内に数多く存在をしております。

ご質問にありましたこの道路幅員の違いが生じている箇所の整備につきましては、これまでも年次的に道路拡幅改良を行ってまいりましたが、特に東日本大震災以降、内陸部において津波等の影響を受けない農地の開発が増加している傾向となっており、開発件数が多く整備が追いつかない状況となっております。現状でございます。

今後も、このような生活道路の整備については、行政区からの要望とともに交通状況や緊急性等を総合的に判断した上で、優先順位をつけながら道路整備を行って

まいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 民間開発に伴ってセットバックしたというふうなことで、亘理町の場合はミニ開発用地が田畑であることが多いということがあるわけです。現道がどちからというと農業用で使ったりしているものですから狭いということがあって、先ほど震災というふうな話をされていましたが、震災関連も含めて、このようなケースというのは今後増加する傾向なんではないでしょうか。そこを教えてください。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） この件につきましては都市建設課長よりお答えを申し上げます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 大槻議員のご質問でございますが、実際に東日本大震災が起きました平成22年度前につきましては極端に多いとき、10件以上のときもありましたが、ほとんど1年で6件から8件ぐらいの開発状況でございました。ただ平成23年度以降、23年度で14件、24年度で39件、25年度で26件、26年度で13件、それで、まだ今年度は全部終わっておりませんが今年度においては5件ということで、大体昨年度の26年度でこういった津波関係で内陸部に移行した開発関係というのは終わっているのかなとは思っておりまして、今後については震災前と同様の件数ではないかなとは今考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 震災が大体落ち着いてきた、それに伴う工事が落ち着いてきたというふうなことで、今後はそうそう増加傾向ではないということだと思っておりますが、今上げられた開発件数の数字は合わせますと何件になるのか後で教えてほしいですが、今言われた件数というのは開発の件数ではないかと思うんですけれども、今回のようなセットバックに伴うような箇所というのは、今現在では答えられないですよ。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） やはり住宅の開発の関係になってきますが、今言った開発の関係というのはいわゆる商業施設とか工場とかといったことも含んでおりますの

で、その件については後で来ていただければ回答させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） なかなか難しいというふうに思いますので、数が多いという話でしたからそういったことだと思います。なかなか拡張ということにはならないと思うんですけども、開発の件数の内訳でこの件数が何件あるかというのは把握していないと思うんですけども、先ほどのお話だと交通の状況とか緊急性を見てそれを進めていくんだというふうな話があったんですけども、ただ私も、いろいろところいったところが何カ所かあるなというのは要望があったものですから見て回ったんですけども、非常に年数がたっているそういうふうな広くなったり狭くなったりというようなところが、町で直すんだらうという期待感を持っているところがあるんですよ。そういった意味で、年数の問題についてはやはり何年もたったものというのはもう少し考えたほうが、交通の状況とか緊急性は当然必要だと思うんですが、そういうふうな年数についてもやはり考慮すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 開発があった年数的なことだけでは、やはり先ほども回答の中でありましたけれども、地元の皆さん、行政区からの要望等をまず重視いたしまして、それで交通状況、緊急性といったような面で判断して整備をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 整備をしていきたいということで課長から答弁をいただいたわけですけども、それはそれで、先ほど言いましたような状況の中でやはり優先すべきところからやっていただきたいなというふうに考えておりますけれども、ただ長年にわたって、私の聞いたところでは10年以上そのままの状態だというふうなところもありますので、そういったところが何カ所かあると思うんです。そういったところについてやはり行政区長とかを通じながら工事の施工時期とか、その他の理由で実際にできない場合にはそういったところの情報提供といった丁寧な対応が必要なのではないかなと思うんですよ。いわゆる住民感情の問題がやはり大きいのではないかなと思うんです。当然安全性の問題はあるんですが、それとあわせて住民感情の問題も配慮すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、確かに年数がたって行って、先ほど質問にありましたとおり、連続して開発が出てくればいいんですが、どうしてもその土地の価格とかが安価ということで離れたところになってしまったというふうな状況が見受けられるところもあるわけなんですね。その辺については、やはり行政区長さんから要望が出たときに丁寧な説明をして、地元の方にもその辺のことを説明していただけるように、今後協議させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今お話しされたように、ぜひとも行政区長さんなりを含めて丁寧な対応というのを今後ともお願いしたいなということで、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、大槻和弘議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 小 野 典 子

署 名 議 員 高 野 進